

第 二 十 二 号

1

100

から見れば、やはり今年の租税力というものを加味しなければならぬというところは、租税の政策といふことで、国税につきましても、地方税につきましてもやはり同じ理論じやないか、こういう趣旨が今のこの説明要旨の中に入つておるわけです。そういう趣旨から申し上げるのであります。そこでこの地方税につきましても、現行法で行けばそれだけの自然増収がある、かりにいたしますならば、なぜ事業税のみならず、いろいろ負担が重いと云われております市町民税、あるいは固定資産税につきましても、減税の措置に出られないで、そして単に自然増収があるんだというふうに思われたかどうか、ここが問題だと思つたのです。国税については、先ほど指摘をいたしましたように、単に税制調査会の見解よりも、政府が見積りを低くしておるといふばかりでなく、今年の国民所得というものを比較的見ておつて、また相当の減税もしているといふような取扱いをしておるわけでありませう。地方税につきましても、その措置を多少事業税等においてしているわけでありませうが、一方においては新税——不動産取得税のごときものを創設し、またその他の税についても自然増収一五%を見ているというふうなことでありまして、その点の矛盾を指摘したのであります。従つてこれが現実には国からの平衡交付金なり、あるいは起債なり、そういうようなものに影響いたしますので申し上げるわけでありませう。無理な税の見積りをし、また無理な地方財政の計画を立てましても、結局国民の租税力がそれに伴わないということになれば、結局税の徴

収率が悪くなつたり、その結果として地方財政に赤字をふやして行くということになるわけでありませう。また同時に、今年は御承知の通りに補助事業、あるいは単独事業におきましても、相当の節約が見込まれておるわけでありませう。三百六十五億という節約が見込まれておる。そういういたしますと地方団体としては、一方においてはサービスを減らして、そして税金をふやしてとらなければならぬという矛盾した結果に陥る。これは地方自治のほんとうの姿からいへば、サービスはするんだ、しかしその費用は税金としてとるんだということではなければならぬのに、事業の方はさつぱりできない、税金の方だけは余計とるんだという結果になりまして、地方団体が非常に苦しい立場に追い込まれる。それがまたまわりまわつて、税の徴収率を悪くするということになるわけでありませう。そういうことから、私は地方団体の本年の財政計画というものの基本をなす、その主要な部分を占める税収見積りにおいて、非常に無理な見積りをしているのではないかという点を指摘したいのであります。その点、単に従来の行き方であれば、これはとれるはずだといふようなお答えでなしに、もっと高い立場から地方団体の財政、あるいはその仕事というものが成り立つて行くか行かないかという点からひとつお答えをいただきたいのであります。

○塚田国務大臣 いろ／＼御意見を伺つておつて、ごもっともな節も多々あるのであります。ただ私問題は二つの点があると思つております。御指摘のように、住民負担が非常に重いと私は、たしかに私も絶えずその感じでおるのでありまして、なるべく下げたいという感じ、また景気が今年は幾分か悪くなるからというふうな考慮も含めて、事業税などの減税をいたしたということも御指摘の通りであります。ただ住民負担が重いと云うのは、ただ地方税だけについて考へるべきでなしに、地方税と国税を通じて考へて、そしてその中から地方税に割振られる部分というものを考へて、それでも地方の財政がどういふぐあいにまかなわれて行くかという点で、一旦そういう観点から立つて、それで地方税はこれくらい、それから国税はこれくらいという税法自体の考へ方がきまらなければ、その税法に従つてどういふぐあいな税収見積りを立てて行くかということ、これはおのずからその基礎になる所得がどれだけあるかということ、それをどの程度に徴収率を見て行くかということ、住民負担が困難であるから見積りを下げよう行政といたしましてはできがたいわけでありませう。ですから御指摘の負担の重いという点は、どこまでも税法自体で考へる。しかもその場合には国税と地方税を通じて考へる。私はむしろ地方税の方でよいといわれるといふことは——今まで国税でよいといつておつたものを、国税と地方税を通じて負担は増にならぬが、しかし地方税の方は幾分か負担増になつていくということ、地方がそれだけ独自財源をもつたといふことになるのでありまして、今までの形からすれば、かえつて私は地方財政の立場からは堅実になり

自主的になつて、よくつたのではなかつたか、こういう感じを持つておるわけでありませう。税法でそういう考へ方が一旦きまつた以上は、その線に従つて私も事務当局といたしましては、受当な線の徴収率を見込み、そして受当な線の税の基準になる課税の標準額といふものを見込んでそこで出されて来るというものが、当然税収の見積りであるべきでありまして、そういう意味において私も見積りが決つて過大であるとは考へておりませんという点を、先ほど申し上げたのであります。

○北山委員 ただいまの説明では、私も十分納得は行かないのでありませう。国民負担の關係からいいたしまして、国、地方を通ずる増税約五百六十億ですが、その増税の大半といふものは地方税の増税に見込まれておる。この地方税の増税に百五十一億です。ところが実際にはおそらくそれ以上、いわゆる自然増収とか何とかいふて、国税の上で五百億、あるいは千億という人もありますが、そのような税の伸びがあるといふことになれば、これは国民にさらに税負担を増すことになりはしないか、こういうふうな考へます。またそのしわ寄せがどこが一番こむるかといへば、おそらく地方団体にやないかと思つておる。そこで次に、ただいまの塚田長官のお話でございませうが、地方団体に独立の財源を与えて、そして自立体制を強化する、こういう趣旨でやつたんだといふようなお話でございませう。これは都道府県民税あるいは不動産取得税のようなものゝをさすのだからと思ひますが、ところがこの道府県民税といふものは一体ほんとうの独立財源であるかどうか、むしろこれは一つの附加税じやないか、市町村民税附加税といつてもいいくらいなものだ。ですから独立財源といひましても、一応名前を、この府県民税という名前をつけただけであつて、実際にはこれを各市町村に割当するのであります。そして市町村がそれを地区内の住民に一定の比率でもつてこれをかけて、同じ切符でとる、その徴収の事務を町長に命じてある、そのようなかつこの税金でございまして、これはほんとうの意味の独立財源とは認めがたい。それから不動産取得税にいたしまして、これは固定資産税にくつたようなものでありまして、昨日ですか、税務部長からお話がありましたが、固定資産税の前取りであるといふような御説明もあつたわけでありまして、これは税目はなるほど独立財源のようでありませうが、結局固定資産税の増徴である、それに附加したものであるといふふうな解釈も成り立つておる。またタバコの消費税にいたしまして、これは今回地方に一部委託になつたわけですが、今地方に一部委託になつたわけですが、独立税といふよりはむしろ国の方から専売益金の一部委託した方が簡単なくらいでありまして、ただ名前としてタバコ消費税という名前を道府県あるいは市町村に別個にこれをめんどくさい手続をやらしてとらせろにすぎないといふふうにも解釈されるのでありまして、私も、独立財源を与えて自立態勢を強化したといふようなただいまの御説明は、どうも今度の改正では受取りがたいのでありませうが、この点についての説明をいたしたいのであります。

すかあるいは市町村内の平和といひますか、そういうことを重点的に考えて行くか、やはり相互関連した問題じやないだらうかと思ひます。もしこれを非常に嚴格に申しますならば、所得税額そのものと市町村民税の所得割相互間にも不均衡があるということは、国全体で負担の均衡を考えて行かなければならない場合において、これもまた困つた問題じやなからうかというよいなことも言えるのじやないかと思ひます。しかし市町村内におきまして、所得税額を基礎にして考えました場合の市町村住民相互間の負担の割合というものと、市町村民税の所得割と取りました場合の納税義務者相互間の負担の割合とは、現行制度においては違ふという建前をとつております。また私たちは、違ふという建前をとつた方が市町村内の実質的な負担の均衡が保たれ、あるいは平和が保たれるというような考え方を持っておられるべきであります。そういう意味から言いますと、ある程度市町村相互間において違ひがあつてもさしつかえないのじやないか。しかしそれが著しい金額になりますならば、ここにやはり一つの問題を提供するだらうと思ふのでありますけれども、現在の個人所得割におきましても、所得の額に均衡がなくなつて来てあるいはまた所得額についてひずみになつて来ているけれども、大体そう大体そう大きな差がないものでありますから、その程度の差は大体市町村内の平和といひますか、税務行政の円滑化といひますか、そういうことからがまんでできる程度のものじやないだらうか。それが五割も違ふ、十割も違ふという大きな差が至るところに起き

て来るということなら非常な問題でありますけれども、大体その差というものは容認できる程度の問題じやなかろうかというふうな考え方を持つておるわけでありませう。

○北山委員 それは国税に限らず、地方税でも現実の税の不公平ということはあるわけなんです。しかし制度として考えた場合に、県民税なら県民税というふうな一つの制度として考えた場合に、初めから市町村ごとにするという差異が出て来ることをわかり切っているような制度をつくることはどうかということなんです。理論的な租税といたしましては、単に法律で個々の規定をつくらばいいというのじやなくて、やはり大きな原則があるのじやないか。税金というのとはたればいいのじやない。一方ではサービスをやらなければ、やはりとれないということになるわけでありませう。このようないろいろな租税上の法文の中にはないような原則の上に立つたものでなければ、一応実施されましても悪税になつてしまふ。そういう意味からすれば、ここに書いてあります県民税というものを創設する趣旨は、広く県民の県の経営を負擔させるという趣旨から行つておるのですから、従つてこれは建前上少くとも公平でなければならぬので、初めから市町村ごとにかわるかもしれぬという建前のもとでは、理論構成の上で成り立たぬじやないかということをおし上げるわけなんです。現実には所得税においてもその他の税においても不公平が存在するということは私も認めるのです。しかし税制を立てる上からいって、初めから不公平が多少ほかに

も現実にあるのだから、このくらしいの差異は制度的にいづつてもいいのじやないかというふうな考えはどうかと思ふのですが。いかがでしょうか。

○加藤(精)委員 関連。北山委員からたび／＼同一問題について、ことに租税理論上の御質問がありましたので、なか／＼われ／＼としても研究の余地のあることだとは思ひますけれども、どうも租税原則の中に公平原則しかほかにないというふうな御議論は、北山さんは租税原則の中で租税理論上の法則や地方税法の原則や、百も千もたくさんある原則のあることを御承知の上で、租税原則の中には公平原則以外に全然ない。公平原則をもし押し通すなら、十五人乗りのバスと十六人乗りのバスと十七人乗りのバスと十八人乗りのバスと、全部の税率をかえなければならぬことになるのであります。そういうようなことはどうも行われぬことで、ある程度公平原則は犠牲にしても、全般的な徴税費がばらばらになるから、これは徴税費の原則等をも考えなければならぬ場合がたゞさにあるのであります。またこれは個々の人から見ますと、従来もオブション三でそれ／＼とつてゐる税額を何も差異はないので、単に觀念上府県民税でとるか、市町村民税でとるか、それを強調して当局も住民税というものを一體としての租税として考えてほしいと言つておるのであります。住民の側からいへば公平の点から見ても一つも違つたことはいない。ただ府県税の面からだけ見るとおかしな形になると言いますが、ある村でオブション一をとつて税をかける、ある村でオブション二で

もつて総所得にかけられる。そういう差があつても、これは市町村民税の側からいへば、府県民税でいつただけ非社会政策的なオブション二が、今度はその弊害が少なくなつて来るわけでありませう。そういう面からみまして、われわれ市町村を運営した経験のあるものは、これを別に賦課税徴収することとはどういふその煩にたえられないと思ふのであります。おそらく町村の経営をされたことのある北山委員におかれましても、その点はよく御了解なんだらうと思ふのであります。そういう点について公平原則以外の諸原則を十分に御考慮になつた上で、こういう立法をしたということではないかということをお尋ねする次第であります。

○奥野政府委員 今お話になりました点は大臣からもお答えになりましたように、われ／＼府県民税を創設するにあたりまして一番苦心をした点でございませう。その際に昨日も申し上げましたように、農業や林業にも事業税を課するから、いや、それよりは府県民税だけで、府県の住民全体でこれを育てて行くような段階に持つて行きたい。それでは府県民税をつくつて——先ほどおつしやいましたように、従来のような府県税の觀念で持つて行きましたのでは、莫大な徴税費を必要とするようになつて来る。今回は徴税費というやうなものはできる限り少くしたいという方向で制度改正を考えて行きますのに、府県民税において逆の結果を生じて来る。これはおもしろいことではなないじやないか。というふうに考えたわけでありませう。そこで従来は觀念にとらわれませんが、府県の実態というものを考え、また今後あるべき府県税

の一つの姿をつくり出そうじやないか。こういうことが今回の立案の考え方の基礎になつて問題であります。昨日も門司さんから指摘されたのでありますが、均等割の点につきましても所得割と同じような方向をとる道もあるものであります。しかしながらこれにきましましては、やはり全体を通じて百円と一率な金額を定めたわけでありませう。所得割の点につきましては、国と府県と市町村とが共同関係に立とう。従いましてある部分については国から通知をする。ある部分については府県や町村の側から国に対して更正を求める。そういう形をとりながらも、一体公平というのとは何が公平であるか。たとえば所得税額をきめきめした場合の累進税率が公平なんだ、いや、市町村が個々にきめておる累進税率が公平なんだ。これはいろいろ見地があるだらうと思ひますが、府県と市町村との共同関係を強く打出したい。同時にまたそれが容認できないものであります。すなわち、ある部分においては、これらの共同関係を通じて是正されて行くのではないだらうか。たとえば市町村民税の所得割が不当に高過ぎます場合、あるいはまた不当にその負担の公平を欠いております場合には、これらの府県民税の課税の決定を通じて、これらで、むしろ一つの新しい問題点を表に出して行くのではないか。それらを通じてしまつて市町村民税の課税の是正にも役立つて来るのではないかとこのことも考えたのであります。まづたく総合的な見地からこういう結論を出したのであります。言いかえれば新しい一つの行き方をしたい、こういう考え方が基礎になつております点を御了解願

いたしたいと思います。従来は觀念だけで行きましたら一つの矛盾ではないかとおつしやられるだらうと思ひますが、私たちはむしろこういう姿を今後なお一層研究して行きたい、こういう氣持を持つておるのであります。

○北山委員 私も租税の原則の中に公平の原則以外のい／＼な原則があることはもちろん承知しております。しかし公平の原則は非常に大事なものであるということもよく承知しております。御質問の場合におきましても、ほかの委員の質問の関連質問と称して、政府委員の答弁のごとき質問をなさることは、あまりよいことではないといふことも常識として知つておるわけでありませう。しかしながら私は、この税の建前としてやはり公平の原則が一番大事であるといふことを、先ほど加藤委員が御指摘のようなことを自分の体験上痛感しておるわけでありまして、特にこの点を強く申し上げたわけでありませう。そこで徴税費々々というやうなことを先ほど来言われておるわけでありませうが、なるほど市町村に道府県の県民税の徴税の事務をやらせれば金はかかるぬかもしれない、しかし市町村はこの事務のためにたまつたものじやない、なるほどこれを見ると同じ切符で出すやうなことを言つておりますけれども、しかし一體どういふやうにこれをなさるのか、あとで詳しくお聞きしたいのであります。異議の申立てはやはり市町村長が受けなければならぬ、県民税の異議の申立てを市町村長が受けて、滞納処分だとか、徴税上い／＼な関連のある煩瑣な仕事を市町村がやつてやらなければならぬ、こ

の点になるほど徴税費の節約にはなるかも知れぬけれども、市町村の事務の上では莫大の負担をかけておるわけなんです。現在固定資産の評価事務並びに市町村民税の事務それ自体でいかに市町村の徴税の吏員なりそういうものが膨脹しておるかというところは御承知のはずなんです。さらに府県の県民税の徴収の仕事まで負わされて、そして金がかからぬからいいのだ、全体それで済ませるものかどうか、しかも先ほど徴税部長が言われましたように、これは協同関係である、国と府県と市町村がお互いに助け合うのだということでは、これは言葉の上では非常にきれいでございますが、実際は仕事の押しつけなんです。おそらく市町村はこの仕事を、よその府県の税金までとることす。その点は十分考えなければならぬ。単に徴税費が安上りで済むなどということを単純に考えたら自治庁の仕事として間違いだと思ふ。しかもこれは税法の上ではつきり書いてあるのです。第二十一条に府県は税の徴収の事務を市町村なんかに行はしてはいけないという原則が書いてある。今度のは例外なんです。今度の県民税だけは例外にしてある、原則が第二十一号に書いてあるのです。そういう余分な仕事をやらしてはいかぬと書いてある。だから地方税法のほんとうの原則というものを今度は踏みにつけて、協同関係だとかないとかいつたつて実際は市町村に余分の仕事を負担して、そして安上りに都道府県税を取立て、これがこの税金のねらいなんでありまして、どうも先ほど来の答弁では私は納得が行かない。お答えを願います。

○塚田国務大臣 この点は残念ながらも私は北山委員のお考えと全然違ふように感じておるのであります。私は住民の立場からすれば、一番国の費用が安く上るといふことは望ましいのであつて、同じだけの税金が国民の手から離れておりながら、それが自分のところへ帰つて来る利益という面になつて、その途中でロスの部分が多いということとは国民としては耐えがたいことだらうと思ふのであります。最もロスになる大きなものは私どもは徴税費がその一つのものであると考へます。従つて徴税費は最も安くということ、税といふものを考へる場合に最も注意をしておかなければならぬわけでありまして、もちろんそういう考へ方ばかりで税を考へるといふわけには行きませんので、やはりそれ／＼の自治団体の今の負担分任という考へ方から、また独立税といふような考へ方からも考へなければならぬ面もありまして、そういう／＼な面の考へ方を総合したしましても、やはり一つの税をとるときにどこかでまとめてとつてもらふということができて、それが他の原則にう大きく支障を来さないというこであるならば、それが最もいい方法じゃないだらうか、ことに府県と市町村といふような間柄におきましては、おれは知つたことではないといふような考へ方が市町村にあることは、同じ自治団体の考へ方としても適當でないであつて、府県が市町村のためにやられることがあれば大いにやつてもらう、また市町村が府県のために代行して、それで住民に喜ばれることがあれば、市町村も仕事を押しつけられるといふような考へ方ではないに、大いに協力さ

れる方が最もいいのではないかと、私もはこういうふうに考へておるわけでありまして。現行税法には御指摘のような考へ方が確かに一つ載つておるのであります。私が、私どもはこの考へ方も、自身体府県と市町村といふような間柄におきましては、これは直す方がしるべきであるといふ考へ方になつておりますので、その点は今度の改正にもこの点を改めるといふように規定をいたしておるわけでありまして。

○北山委員 私も大臣の言われる觀念的な趣旨といひますか、気持は別に反對ではない。税金は安上りにとるといふことは私も賛成なんです。それならばなぜそういうふうな制度改訂をしないか、今でも国税事務所、地方事務所、市町村と別個にとつておる。そういう建前だけはそのままにして置いて、そして今度は市町村民税をわけて、道府県民税と二つに分ける。とる方のこれは市町村でやらせる。要するに機構を単純化しているのではない。国税であらうが、府県税であらうが、市町村税であらうが、末端の市町村でみなとつてわけてやる。府県にわけてやる。それが一番いいではない。しかし実際にはその方向ではなくて、税目をわけて——ずた／＼にわけて、そのとることについては協力関係、それでは私は大臣の言われる趣旨に合ふぬと思ふ。かえつて事務を錯綜させて、その錯綜によつて生ずる経費を節約するため市町村に無理をさせるという結果になる。だから趣旨は私は賛成であります。が、その通りなつていない。むしろ反對の方向を行つておるというこなんです。ですから私はこの県民税については徴税の上についてもあるいはその

公平原則とか、そういうことについていろいろ／＼疑点があるのですが、一方納税義務者の立場からいへば、県民税はやはり県の仕事に使う。県に納めるものなんです。市町村民税は市町村の仕事に使う。市町村民税は市町村に納めるものだといふような考へ方、ところが同じ切符で片方だけ納めるといふわけには行かない。市町村民税を納めるときには県民税も一緒に納めろといふことになつては、それは納税義務者の自由といふことも阻害しているのではないかと。片方だけ納めるわけには行かないといふような納税義務者の自由そのものも縛つておるような態勢、はたしてほんとうの独立税であるといふことが言へるかどうか、こんなことまでして百七十五億の収入をやつて、一体府県にどのくらいの収入が上るか、これを見積りがあると思うのですが、一番少い府県はどのくらい、一番多いところはどのくらいになるか、それをお聞かせ願ひたい。

○奥村政府委員 今の府県別の数字は調べまして後刻お答えをいたします。

○北山委員 私はまたあとでやりま

す。

○門司委員 せつかく大臣がおいでになつておりますから、税金のことはあとで係の方に聞くといひまして、いささだけ聞いておきたいと思ひます。今度の税法改正については地方制度調査会の答申が一応考へられる。さらに税制調査会の答申が考へられる。それが大体的な基礎をなしておるというふうな私自身は考へております。問題はそこ中でたとへば遊興飲食税は国税に移管するといふことが、大

体あの地方制度調査会あるいは税制調査会でもきめられておつたと思ふ。これは一応政府が取上げたが、どういふ事情であつたか知らぬが、とにかく依然として昔の通りになつておる。ところが入場税だけは国に移管して、その一割を国が手数料としてとつて、あとのまま払い下げる、こつたつておる。このいきさつは一体どうなんです。遊興飲食税といつても入場税といひましても地方税であることには間違ひない。税の沿革から調べてもらへない。日本に市町村制がしかれて、明治十二年ごろは税法を讀んでみても入場税といふものは地方税になつておる。こういう歴史的な沿革を持つたものを、どういふ理由でこれだけ国税に取上げられるのか、そうして自治庁はこれに対してどういふ態度をとられるのか、その点を大臣から聞いておきたいと思ふ。

○塚田国務大臣 この点は入場税にいたしましたも、遊興飲食税にいたしましたも、税の性格からすれば当然地方税であるべきものであるという考へ方は私もまったく同感であります。私もそういう考へ方であるのであります。が、ただ今日税、ことに地方税として考へられております税は、どの税をとりましたも、非常に偏在がはげしいものでありますから、今までの地方税源というものの上から来る偏在は正といたつて非常に苦勞をいたしておる。この偏在を正す。そこへさらに今年の緊縮財政という考へ方が出て参りまして、少しでもむだが出ないといふに、この偏在はどうしてもできるだけは正をし

たいという考え方が強く出て参りました。その偏在の是正に何がしか役に立つ——もちろん入場税を国税に移管をし、今の九割を地方に返すという考え方、それだけで偏在は是正ということと考えたわけではないのであります。その他今度の改正全般に出ております偏在是正の考慮を総合的に考えまして、入場税はやはり国税に持つて行つて、今度のような措置にするということが、考えられる偏在是正の一番いい措置じやないだろうか、こういう考え方で入場税を国税に持つて行つたわけでありました。従つて入場税を国税に持つて行つたということは、入場税そのものの性格から来るのではなく、まづたく今申し上げたような別個の考慮からそこへ出て参つたのであるというふうに御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 そうすると、ちよつとおかしいのです。それなら、遊興飲食税も大体調査会等の答申はそういうことが理由になつてゐるのであるから、当然これもやはりやればよいということになる。ところが一方はやらないで、一方はやつておつて、ただそれだけの答弁では私は承知しかねますが、さらにそれから先について聞いておきたいのは交付税の問題であります。交付税の算定の基礎というものは、一体どういふわけで今度提出されてゐるようなああいふ割合になつてゐるかということとあります。これは非常に大きな問題でありまして、一方においてこういう入場が国税に取上げられて、そして偏在を是正するという形で、従来地方税であつたものによつてこれがある程度地ならしがされて、そして地ならしから来る次のこぼこを少くしてお

いて交付税をきめたということとは、私は非常に遺憾だと思つてゐる。われわれは少くとも従来地方税であり、また地方税の性格の強いものはやはりそのまま依然として地方税に置いて、なおかつこぼこがあるならば、それは交付税によつて埋めるべきであると思ふ。ところがこれを一応取上げて、これ地ならしをしたことによつて税源の偏在が少くなる、その偏在が少くなつたことにおいてこの交付税がきめられるということになると、これは国の予算は助かるかもしれないが、地方の予算はそれだけ減ると考へる。これは自治長官としてこの間からもいろいろと文句を言つておられますけれども、これは自治庁の長官としてはどうかと思ふ。だから、そういう議論は別にしないで、これを大体酒税それから所得税あるいは法人税の二〇％にきめられた交付税算定の基礎はどういうところに置かれたのか、この点を聞いておきたい。

○塚田国務大臣 私も自治庁長官としては地方財政の財源、ことに独立財源となるべく多くなるように努力いたしたわけでありまして、またそれと同時に、国民の立場からいたしますならば、地方税や国税を含めて、税金がなるべく安くなるように、従つてそういう意味におきましては、地方のいろいろな富裕府県と貧弱府県、貧弱市町村と富裕市町村との間にロスがないといふことの方が望ましいと私も思つてゐる。考えられますので、それはそれでできるだけは正をして、むだのないように政規債というもので、需要と収入といふものを勘案をして、われわれの今度

考えたこの考え方で行くならば、交付税の形でこれくらいの額があるならばやつて行けるだらう、なお非常によつて行けない段階が来るならば、それはそのときにいろいろ別個の考慮をすればいいじやないか、大体こういう考え方、ここの財政計画と、ここの新しい税制の改革というものを総合勘案した結果、交付税の税率というものは、大体二〇％程度で行けるのじやないかというふうに数字を出して参つたのであります。

○門司委員 そうすると、これはほんとうの腰だめであつて、そこに数字的な根拠は何もないというように、われわれは解釈してもさしつかえないと聞えるのですが、その通りですか。

○塚田国務大臣 腰だめでなくて、ここのところの税制、財政制度の改革と、それからここのところの是正をいたしました地方財政規模というものを勘案した結果、こういう数字が考えられるということになつたわけであり

苦しめられなければならない。私はそういうことを考へて参りますと、交付税の制度というものは、この三百六十億の赤字を将来出させないといふ一つの方針がやはりここに打出さるべきだと思ふ。それがなければ、ただここの財政がこれくらいだからこれでよろうというふうなことは、非常に心もとない。少くともこの交付税をきめられる算定の基礎というものは、そういうものが一つ考えられて、そして現実的に今地方財政というもののどのくらいの赤字が出て来るのか、税法上ではどのくらいの地方財政の赤字が出て来るのかということが考えられて、これが算定さるべきである。これは私が言うよりもむしろ長官の方がよく御存じだと思ひますが、地方財政平衡交付金であつたときの考え方と同じようなことであつて、いろいろのものをきき出してみて、結局これくらいことしの赤字といふことが、財政支出が必要であるからといふことで、逆算されて二〇％をきめられたと私は思ふ。何も根拠がなかつたと思ふ。これでは地方財政は助からぬと思ふ。従来地方財政平衡交付金が、平衡交付金それ自体は非常に自主的なものにでき上つておるが、実際はいつも逆算されておつたが、これと同じで、この轍を踏んでおる。もし長官のようなお考えであるとするならば、以前の平衡交付金の方がまだりくつただけでも通つておるのかちつともわからない。このくらいあつたらうとわかつたことではやれると、私はちよつとわけのわからな

いものが出て来ると思ふ。大臣としてはこれは腰だめではない、しかもことしの財政はこれくらいであるからというなら、この交付税の算定の基礎になつております二〇％というものは、その年々の地方財政の関係で動く性質を持つておるといふふうに解釈してよろしうございますか。

○塚田国務大臣 結論から申し上げますと、これはさうみだりには動かさない、またみだりにこれが動いて行くといふようであるならば、私が意図いたしました平衡交付金の算定をめぐつて毎年々々国と府県市町村との間にいはげしい争ひをするということになくして、従つて市町村も府県もこれだけまかなうのだという物の考え方がなか／＼出て来なくなつて、いけない。今度の改革におきましては、私はその税に相当重点を置いたつもりであります。ただそれをいたしますためには、今までのように、だれが考へても非常に無理があるという地方財政計画を基準にしてやつたのではいかぬから、そこで全体の府県、市町村に通じてあり得ると考へられる財政規模の是正をしなければならぬ面は是正をいたしたわけでありまして、従つて国が相当締めておるといふ段階におきましても、御承知のように、地方財政は幾らかふくれておるわけでありまして、むしろ予算委員会などにおいて、ある意味においては国との歩調が合つておらないのではないかと御意見さへ出たくらいに、地方財政の方はこの機会に是正したのであります。ただこの地方財政の赤字々々という問題は、私は実は年来とつ組んで非常に悩んでおるものであります。全体が同じように赤字

が出て来るということであるならば、非常に措置も楽であり、どこにその原因があるかというこの突き詰めも楽なのでありますが、今の制度のもとにおきまして、赤字でないところがあつた。また赤字であつても、その額に非常には違ひがある。もちろんその中には、先ほど申し上げましたように、全体の府県、市町村を通じての原因があるわけでありまして、そういう面がある程度は正した上で、もし赤字が出て来るということであれば、もう一つ考えられるのは、配分の面に考え直さなければならぬ面があると思う。そこで配分をもう一度考え直す、その上で赤字が出て来るということであるならば、相当程度これは当該自治団体の自給、緊縮にまつという行き方で行くのでなければ、ほんとうに堅実な建直しというものはできない、私はむしろこういう感じを持つておるのであります。そこでそういう感じでは、これはいろいろ手打つて、その上で出て来た数字というものを基礎に置いて交付税のある率というものを考へて、今度はこの率でよく／＼これが実情に即しないという事情が出て来ない限りは、これは直さないのだ、こういう考え方をいたして、ひとつ地方もそれでまかなうという考え方でやつてもらいたいというふうな気持ちでおるわけでありまして、

○門司委員 あとの質問者もございまして、この問題だけを私はここでやましく言わぬのです、ただ私どもが考へて参りますと、偏在の是正をするということ、一方には従来地方税であるべきものが国税として徴収される。そうしてこれが配分される。その反面に従来の平衡交付金の額が減ら

されて、そうしてこれが交付税として今日出されておる。私はもし今日の交付税がやられて従来の平衡交付金と同じような建前でできておるなら、ある程度是正するに役立つと思う。まだ入場税を国税に移管したことについても話が合うと思う。しかしこの数字がことしはかなり減つております。しかもその算定の基礎というものが、さつきお聞きいたしました一向わからない。地方財政がどうして赤字になつてゐるかという議論は、いろ／＼あると思ひます。あると思ひますが、それはおののの見方で違ふと思ひます。大ざつぱに言ふなら、地方財政というもののついでには、相当個々の公共団体で違ふものがあつてゐるべきであります。同じようなものができるはずがない。ただ同じようなもので責任をとらなければならぬのは、国税事務がどれだけあるか、これが地方の事業その他をどれだけ圧迫してゐるかということ、これは私は言へると思ひます。だからそういう議論をここで長くしておるとどうにもならぬと思ひます。

最後にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、それなつて参りますと、この交付税と、それからその次に揮発油の譲与税が出て来ておる。それからさらに入場税の譲与税というものが出て来ておる。この揮発油の譲与税というものは、何か説明によりますと、ひもつきのようになつておる／＼は聞いておられます。道路の維持管理にこれを使うというのを聞いております。そして、これは目的税のようになつてゐる、現行の揮発油の考へ方がこの前の議会ではそういうことにひもをつけられて附帯金がついてゐる。そう

すると、この税金は何も現行制度であつても、地方の自治体の道路の維持管理というものに使われるということに問題はないのであつて、もしこの法律がうまく行つていないのであるなら、そつちの方を直せばいいのであつて、何がゆゑに三分の一をこへ持つて来て、いかに地方に財源をよけいこれだけ与えたような錯覚を起させるようなことを政府はしてゐるか、これは自治庁は非常に弱いと思ひます。国で取上げられるものは平気で取上げ、平気というところ、塚田さんは怒るかも知れませんが、当然国が地方に支給すべき筋合いのものを少しばかり、三分の一ばかりこつちへおけてもらつて、そうしてそれで何とか地方の財源をこやしたような顔をするというところは、私は地方財政に対して自治庁長官としては、親切ではないと思ひます。この税金について自治庁長官は一体どう考へてゐるのか、私は現行法を修正した方がいいと思ひます、これをこつちへ持つて来て、ひもをつけないければ悪いのですか。

○塚田国務大臣 この点は交渉の経過におきまして若干私の方が意に満たなかつた点で、最終的な結論をつけざるを得なかつた事情が確かにあるのではありません。従つて私どもはこの制度は今限りで、来年は考へ直すという強い考へ方をいたしておるわけでありまして、

と申す。正直でいいかもしれぬが、私は納得できない。それからも一つだけぜひ長官に聞いておきたいと思ひますが、今は小さな問題でありまして、将来大きな問題になると思ふのでひとつ伺つておきたい。今北山委員からも言われました都道府県民税というところの都という文字が抜けておるわけでありまして、都は大体道府県と同じような立場であるから、それでいいというお話だろつと思ひますが、東京都の現実は、現在ですら市町村民税は区が市に準ずるといふことで区がつておられます。こういう法律ができて来て、そうしてこれが法律に書いてあるように施行されて参りますと、今度は都がその道府県民税をおれの方によせと必ず私は言うと思ひます。そうなつて来ると、また都の間にけんかが始まつて、これの仲裁になかなか骨が折れると思ひます、一体この調整はどういうふうにおとりになるお考えなのか、この点を明確にしておいてもらふと、東京都の諸君はこれで困ると思ひます。あまり大きな問題でございせんが、特に大臣から、どう調整されるか、どつちに采配を上げられるか、この機会にはつきりしておいてもらいたいと思ひます。

○塚田国務大臣 どうもこの問題は、私も説明を聞いて十分まだ考へておりませんでしたので、税務部長からお答えいたさせます。なお、将来の問題といたしましては責任を持つて考へるようにはいたしたいと思ひます。

○奥野政府委員 現在の二十三区の区域内におきます市町村民税につきましては、都の条例の定めるところによりまして特別に譲れると書いてある

わけでございます。その結果御承知のように個人分は全面的に二十三区に譲り、法人分は全面的に都が課税をしておるわけでありまして、今回の道府県民税につきましても従来の市町村民税と同じ扱いをしたい、言いかえれば市町村民税の課税限度額を二十三区の区域内におきましては市町村民税と道府県民税とを合せた額にする、そうしてその全部または一部を東京都の条例の定めるところによつて特別に譲れるようにいたしてゐるわけでありまして、従いまして従来の市町村民税を特別に譲り、法人分は全面的に都が課税をして動かぬと思ひます。今御心配になりましたのは道府県民税相当分を都が取上げるのではない、こういう御意見のようであります。しかし、一体道府県民税を今回創設いたしました趣旨から申し上げますと、二十三区のそれ／＼区民もやはり都としての一体的な感覚を持つてゐる、これは都民を一応納めた方がよろしい、こういう考へ方も立つておるわけでありまして、しながら都と特別区の関係につきましまして、現在都のお考へ方としては、むしろ個人分は全面的に特別区に譲つた方がよいのではなからうか、こういう考へ方を持つておられるようでありまして、そういう場合にはむしろ特別区の方から反響があることは全然あり得ないわけでありまして、しかしこの点につきましましては、特別区民でありましても都民としての一体的な感覚を持つてゐる、そういう意味からは、そうでない方が望ましいということも言へるのであります。しかしながら現在のところこれにつきましまして特に心配するようにな

とになるという事はあり得ないのではないだろうか、現在までの東京都とわれ／＼が話し合ひをしております限りにおいてはあり得ないのじやないだろうか、法律上は従来と同じように都の条例にゆだねる、こういう方針をとつております。

○門司委員 私ほむろんそれは都の条例にゆだねなければ解決がつかぬと思う。しかし今のお考えのように都との今までの話し合ひでは大した問題でないと言われるが、都はもはやもう方の側に立つてゐるから、法律的な根拠ができてゐるからというので、強い方の側に立つてゐるのだから問題ないと思う。問題は区なんです。区の財政が今日――東京都の条例をこらへんになるとわかるようにその中には吸上げ条例という条例がある。そうしてこれは今日でも問題を起してゐる。富稲区から都が取上げて、それを配付税のような形で配付してゐるだけなんです。ゆゑにこういうように都に特殊な権限を与へるような形に持つて参りますと、私は必ずこれは今の吸上げ条例をさらに強くこへ持つて行く可能性が出て来ると思う。単に条例でこれをきめるなどと言われても、条例できめる以外に方法がないからきめるのでありますが、これはもう少し自治庁としてもこの辺については明確な線を出してもらいませんと、東京都は御承知のように非常に大きいのですから、小さければ大した問題でもないということですが、二十三区というものはおろそかにできないものでありまして、従来この市町村民税をどう配分するかという今の条例ができませんまでも、非常に長い間抗争を続けておつたのであります。また

この問題を持つて行つては争ひの種をまくようなものであつて、単なる条例でこれを定めるからそれでいいだろうというような今の答弁では、私どももおそらく都の諸君も安心できないだろう。自治庁もこの点についてはもう少しつづ込んだこれに対する回答を与えておいていただきたい。そうして処置をしていただきたいということを希望いたしておきます。

○奥野政府委員 御意見の点よく考へて参りたいと思ひます。たださつぱらんに経過だけを申し上げてみたいと思ひます。先ほどもちよつと申し上げましたように、道府県民税をつくる趣旨から考へれば、その部分は東京都が課税したらいいのじやないか、その分を二十三区に移すのはいいかであるかというふうな気持も若干持つておつたのであります。ところが東京都側からは逆に個人分は区にとらすようなこともできるという希望がございまして、ただいま申しましたような規定になつておるわけでありまして、御意見の点につきましては、今後もおよく考へて行きたいと思ひます。

なお北山さんの御質問で、府県民税の県分がどのくらいになるか、一番小さい団体はどうだろうかというお話でございまして。一番小さい団体は鳥取県であります。六千万円足らずであります。五千八百万円。その次に小さい山梨県が七千八百万円、それから御指摘の山形県が一億五千四百万円、東京都はちよつと性格が違いますので、一番大きい団体の大阪府に例をとりますと、十六億三千六百万円、こういうこ

とになつておるわけでありまして。大体現在徴収しておりますその府県の総額の関係からいいますと、比例がとれてゐるのじやないかというように思つております。二割くらいになるのじやないかというように思つております。

○中井委員長 門司さんの御質疑は午後引続きこれをいたすことにいたしました。午前中の委員会はこれをもちつて終ることにいたしますが、この際皆さんの御準備の御都合もあらうと思ひますので、本委員会の法案審査の方針について、本日の理事会において決定せられたところを申し上げます。すなわち本委員会におきましては、地方税法の一部改正案と警察法案等の重要な法案を、連日審議いたしてゐるわけでありまして、地方税法の一部改正案は、その施行時期の関係から、これが審議を促進する必要がありますのと、連合審査をなす他の委員会の都合等を勘案いたしまして、過日來の理事会の申合せと本日の理事会において、大體次の審議方針で行くことになりましたのでこの点御報告を申し上げます。すなわち本日より今週の日曜日の十二日までは地方税法改正案を連日審議し、土曜日の十三日は、入場譲与税法等について大蔵委員会と連合審査会を開き、時間があれば引続き単独の本委員会を開会して、地方税法改正案の審議を進めます。来週の月曜日の十五日は、地方税法改正案と揮発油譲与税法案について建設委員会と連合審査会を開会し、時間があれば単独の本委員会を開会して審議を進めます。十六日及び十七日は警察法案に対する公聴会、十八日は地方税法改正案等に対する公聴会を開

きます。十九日金曜日は地方税法改正案を審議し、二十日土曜日にはできるならば地方税法改正案の討論採決を行います。大體以上の順序予定によりまして進めることに各党の申合せができましたので、何とぞ各位におかれまして、右順序予定が実行できますよう、格別御準備をくだされたくお願いを申し上げます。

○中井委員長 御異議なしと認め、さようにいたします。

それではまず町村合併促進状況について政府より説明を聴取することいたします。小林自治庁行政部長。

○小林(興)政府委員 その後の町村合併の状況を簡単に御報告申し上げます。

大體今までの私の方でまとめた資料は、できたものから逐次委員会の方にお配りしておいたのでございまして、町村合併のその後の実情とこれからの見通しについて申し上げます。前に「町村合併見込数調査」という資料をお配りしておいたことがございまして、これは大體今月に入つてから三月三十一日までに進むべき市町村の廃置分合の計画を地方からとりまとめたものをまとめたのでありまして、これによりまして、市の設置また市への編入、それから町村相互の廃置分合、そういうものを詳しく各県別に内訳を示しておきました。大體関係町村で六百四十九、減少町村で四百九十九、こういう数字が参つております。それから四月一日施行予定のものは、関係町村で七百九十、減少町村で六百十五、これが本年度内における大體年度計画として遂行しようというものに基く實際の見込数でございまして、本年度は大體全体計画の二五％をやるといふ考えでございしましたが、数字の上から申しますと、それを上まわるような数字になつておるのでございまして、現在まで行つております状況は、現在では手続中のものが多いのでございまして、促進法施行後今日までに減つた町村数の合計

午後二時三十分開議

○中井委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

この際お諮りをいたしますが、町村合併促進に関する問題につきましては、去る五日の理事会におきまして、今週早々塚田國務大臣が出席されたと、町村合併促進状況について説明を聴取し、質疑を行うよう申し合せたのであります。つきましては、地方税法一部改正案に対する質疑の前に、この問題についての議事を進めることにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○中井委員長 御異議なしと認め、さようにいたします。

それではまず町村合併促進状況について政府より説明を聴取することいたします。小林自治庁行政部長。

○小林(興)政府委員 その後の町村合併の状況を簡単に御報告申し上げます。

大體今までの私の方でまとめた資料は、できたものから逐次委員会の方にお配りしておいたのでございまして、町村合併のその後の実情とこれからの見通しについて申し上げます。前に「町村合併見込数調査」という資料をお配りしておいたことがございまして、これは大體今月に入つてから三月三十一日までに進むべき市町村の廃置分合の計画を地方からとりまとめたものをまとめたのでありまして、これによりまして、市の設置また市への編入、それから町村相互の廃置分合、そういうものを詳しく各県別に内訳を示しておきました。大體関係町村で六百四十九、減少町村で四百九十九、こういう数字が参つております。それから四月一日施行予定のものは、関係町村で七百九十、減少町村で六百十五、これが本年度内における大體年度計画として遂行しようというものに基く實際の見込数でございまして、本年度は大體全体計画の二五％をやるといふ考えでございしましたが、数字の上から申しますと、それを上まわるような数字になつておるのでございまして、現在まで行つております状況は、現在では手続中のものが多いのでございまして、促進法施行後今日までに減つた町村数の合計

は、三月一日現在では百五十三、こ
ういう数字が出て参つております。

そこで最近の町村合併の状況で
問題は、市の設置が中心になつてい
る傾向が多いのでございまして、それ
とともに市への編入も一部でございま
す。もつとも町村だけのものもかなり
の数に上つております。数全体から申
せば、もちろん町村相互のものも多い
のでございまして、最近市の基準が引
上げになるといふので、その前にやら
なければ間に合わないというふうな空
気もありまして、市の設置が非常に目
立つておるといふのが実情でございま
す。これにつきましては、われ／＼の
手元の方に、大体この表にも載せてお
きましたが、三月三十一日まで三十四、
合計六十ほどの市をつくりたいとい
う意向が現地にあらはれております。しか
し、実際話が進んでいないものもあり
り、また進んでいないものもあるのが
実情でありまして、はたしてその通り
行くか行かぬか、今日の段階ではまだ
見通しのつかぬ問題が多々あらうと考
えておるのでございまして、市の問題に
つきましては、当委員会におきまして
もいろいろ御議論があらはれましたが、わ
れわれといたしましては現行の町村
制、自治法の解釈の許容する範囲内に
おいて、地元がそれ／＼みな一致して
そういうものを希望するならば、それ
に従つて措置しようという考え方で今
日まで進んで参つておるのでございま
す。それから一方われ／＼といたしま
しては、むしろ合併は県全体の総合計
画を基礎にして進めることが一番大事
でありまして、個々の町村がば／＼に
選びとれといつたら語弊がありますが

が、そういう形で結びつくということ
には、残された町村があつたり、それ
から町村全体としての均衡がとれな
つたり、そういう例がありますので、
その点は前々から懸念しういうこと
のないように注意をいたして参つてお
るのであります。それで県の合併計画
の作成というものを、しきりに促進し
て参つておるのであります。今日の
段階は県におきましてその合併計画を
つくりつつあるものでございまして、わ
れわれの方に正式に報告の参つておる
ものも多少ありますが、全体といたし
ましてはほんとうに審議会の議を経て
きめたのは島根県だけでありまして、
その後審議会の方でいろいろな形で試
案を発表しておるものは十県あり
の今日の状況でございまして、そうい
う県の計画は大観いたしますと、これ
はおおむね妥当な線で計画を立てられ
ておるのじやないかと思ひますが、そ
ういふ計画と必ずしもかわりなく、
市の設置等が行われつつあるというの
も、これは現実の姿でございまして、し
かし総合的な計画に基いて全体として
均衡のとれた合併が進むことをわれわ
れとしては一番希望いたしておるので
あります。

年度内は大体そういうふうなことで、
おおむね計画通り進むと思ひますが、
来年度の計画になりますと、実は正直
に申しまして、県によつて非常な食い
違ひが生ずるのではないかと、一部の県
はもうほとんど来年度中に大半の目的
を達成してしまふ、一部のものは必ず
しもそうは行かない。それは一つは来
年の県議員の選挙というものがあ
りまして、県会当局自身がどう動くか
という問題が一つ、県当局自身の考え

の傾向といふものもそのことに影響が
あるように考えておりますが、これは
ともかくも四月一日あたりでの実情を
見なければ、ほんとうの数はわからな
いと思ひます。

大体今までの概況を大ざっぱに申し
上げますと、以上になるわけでありま
す。

○中井委員長 北山君。

○北山委員 たいだいま自治庁の方から
町村合併の現状について御説明があつ
たわけでありまして、この町村合併の
問題は、今地方におきましては最大の
問題といつてもいいくらい地方住民の
関心を集めておる問題でございまして、
これはこの町村合併の勢いといふもの
が、教年相対強くなつて参つたこと
がこの原因であるといふことは事実で
あります。さらに昨年議員立法として
出ましたが、さらに町村合併の促進法
が大なる推進力となつて、最近におき
ます町村合併の勢いといふものが非常
に盛上りを示しておるといふことも事
実だろうと思ひます。ところで、この
合併には非常にいい面もありまして、
が、また地方によつてはいろいろな副
作用といひますか、どうかと思はれる
ような現象も起つておるようございま
す。

まず最初に問題となります点は、先
ほども行政部長さんからお話がありま
したように、町村合併というよりはむ
しろたくさん市の市がこの機会に誕生
するといふこと、四月一日までに六十
つかの市が誕生、急造されるというふ
うな情勢についてでございます。先日
当委員会の町村合併小委員会におき
まして、いろいろ説明を聞き、また意見
を交換したのでございますが、その際

に三月の末までにたくさん市の市がで
きるといふことは、これは一面におい
ては今政府がお考えになつておる自治
法の改正によりまして、自治法第八
条の市の人口要件が三万から今度
は五万に上るのだといふような情勢
でありまして、五万にならない前に
合併を促進して、早く市をつくりつ
てしまふといふことが一つの原因に
なつておるのじやないか。さらにま
た自治庁の指導におきまして、今の
うちならば人口要件としてはもろ
ろん三万でよろしい、その上にそれ
以外の要件であります例の連擔戸
数の問題であるとか、あるいは都
市的業態の人口といふものが、六
割以上を占めておらなければなら
ないといふような条件につきましても
緩和をされておる。これが将来にな
りまして、なか／＼そうは行かないよ
うになつてくるのだといふような、
市が誕生されるのを自治庁が指導
なさつておるのが一つの原因では
ないかといふ意見も出たわけであり
ます。結果としましては副作
用のいろいろな面がございまして、
たとえば今度の促進法の議員の任期
の特例によりまして、新しい市の市
会議員は、百人あるいは百四十人
といふようなことを起つておるわけ
であります。もちろん促進法として
はそれを初めから考へて、あのよ
うな特例をつくらなければならぬ
けれども、住民の意思によつて新
しい合併された市をつくるというこ
とに、できるならばそこで新規参
入して選挙をして市会議員をつくる
といふことが正しいのであつて、そ
れができていないのはやはりそこ
に時間的な余裕がない、住民が十分
市制、市会といふ問題について検討
する余裕がないといふところから、
そのようになつたといふ現象も出
ておるのではないかと。それから境
界の紛争があつて起つておるよう
であります。要するに村の取合、あ
るいは部落の取合といふものが起
つておる。これもそれ／＼の土地の
事情によりまして、分村をしてもそ
の帰するところに行くのが自然の成
行きでございまして、それを急ぐの
あまり議会やあるいは町村長の方で、
かつてに事を運んでしまふ。住民の
意思が無視されるという現象が起つ
て、各地に紛争を起しておるとい
ふわけ、とにかくこの短かい間に
たくさん市の市が誕生をする。それ
が十分住民の意思の反映を欠くか、
あるいは十分その趣旨が住民に浸
透しておらないといふたような現象
が出ておるのではないかと。このよ
うな点を小委員会では心配された
わけでございます。そこで城川長官
にお伺いをいたしたいのは、現在
の市の要件である連擔戸数の問題
であるとか、あるいは都市的業態
の個々の条件を緩和するといふこと
と、将来市の人口要件を五万に上
げるといふことは、矛盾を起すの
ではないかといふことが一点ありま
す。それからまた今のようないろいろ
な事情、副作用が地方に起つてお
るにいたしますならば、これはやは
り住民に合併といふことの趣旨を
よく納得させるといふことを願う
意味におきまして、もう来年度す
ぐ五万になるぞといふふうでなく、
将来は五万になるのだ、その実施
時期はそれらの事情を勘案して、
十分な余裕を置くのだといふ

ない、住民が十分市制、市会といふ
問題について検討する余裕がないとい
うところから、そのようになつたとい
ふ現象も出ておるのではないかと。そ
れから境界の紛争があつて起つてお
るようであります。要するに村の取
合、あるいは部落の取合といふもの
が起つておる。これもそれ／＼の土
地の事情によりまして、分村をしま
してもその帰するところに行くの
が自然の成行きでございまして、そ
れを急ぐのあまり議会やあるいは
町村長の方で、かつてに事を運んで
しまふ。住民の意思が無視される
という現象が起つて、各地に紛争
を起しておるといふわけ、とにかく
この短かい間にたくさん市の市が
誕生をする。それが十分住民の意
思の反映を欠くか、あるいは十分
その趣旨が住民に浸透しておらな
いといふたような現象が出ておる
のではないかと。このような点を
小委員会では心配されたわけでは
ないか。そこで城川長官にお伺い
したいのは、現在の市の要件であ
る連擔戸数の問題であるとか、あ
るいは都市的業態の個々の条件を
緩和するといふことと、将来市の
人口要件を五万に上げるといふこ
とは、矛盾を起すのではないかと
いふことが一点あります。それから
また今のようないろいろな事情、
副作用が地方に起つておるにいた
しますならば、これはやはり住民
に合併といふことの趣旨をよく納
得させるといふことを願う意味に
おきまして、もう来年度すぐ五万
になるぞといふふうでなく、将来
は五万になるのだ、その実施時期
はそれらの事情を勘案して、十分
な余裕を置くのだといふ

ない、住民が十分市制、市会といふ
問題について検討する余裕がないとい
うところから、そのようになつたとい
ふ現象も出ておるのではないかと。そ
れから境界の紛争があつて起つてお
るようであります。要するに村の取
合、あるいは部落の取合といふもの
が起つておる。これもそれ／＼の土
地の事情によりまして、分村をしま
してもその帰するところに行くの
が自然の成行きでございまして、そ
れを急ぐのあまり議会やあるいは
町村長の方で、かつてに事を運んで
しまふ。住民の意思が無視される
という現象が起つて、各地に紛争
を起しておるといふわけ、とにかく
この短かい間にたくさん市の市が
誕生をする。それが十分住民の意
思の反映を欠くか、あるいは十分
その趣旨が住民に浸透しておらな
いといふたような現象が出ておる
のではないかと。このような点を
小委員会では心配されたわけでは
ないか。そこで城川長官にお伺い
したいのは、現在の市の要件であ
る連擔戸数の問題であるとか、あ
るいは都市的業態の個々の条件を
緩和するといふことと、将来市の
人口要件を五万に上げるといふこ
とは、矛盾を起すのではないかと
いふことが一点あります。それから
また今のようないろいろな事情、
副作用が地方に起つておるにいた
しますならば、これはやはり住民
に合併といふことの趣旨をよく納
得させるといふことを願う意味に
おきまして、もう来年度すぐ五万
になるぞといふふうでなく、将来
は五万になるのだ、その実施時期
はそれらの事情を勘案して、十分
な余裕を置くのだといふ

ない、住民が十分市制、市会といふ
問題について検討する余裕がないとい
うところから、そのようになつたとい
ふ現象も出ておるのではないかと。そ
れから境界の紛争があつて起つてお
るようであります。要するに村の取
合、あるいは部落の取合といふもの
が起つておる。これもそれ／＼の土
地の事情によりまして、分村をしま
してもその帰するところに行くの
が自然の成行きでございまして、そ
れを急ぐのあまり議会やあるいは
町村長の方で、かつてに事を運んで
しまふ。住民の意思が無視される
という現象が起つて、各地に紛争
を起しておるといふわけ、とにかく
この短かい間にたくさん市の市が
誕生をする。それが十分住民の意
思の反映を欠くか、あるいは十分
その趣旨が住民に浸透しておらな
いといふたような現象が出ておる
のではないかと。このような点を
小委員会では心配されたわけでは
ないか。そこで城川長官にお伺い
したいのは、現在の市の要件であ
る連擔戸数の問題であるとか、あ
るいは都市的業態の個々の条件を
緩和するといふことと、将来市の
人口要件を五万に上げるといふこ
とは、矛盾を起すのではないかと
いふことが一点あります。それから
また今のようないろいろな事情、
副作用が地方に起つておるにいた
しますならば、これはやはり住民
に合併といふことの趣旨をよく納
得させるといふことを願う意味に
おきまして、もう来年度すぐ五万
になるぞといふふうでなく、将来
は五万になるのだ、その実施時期
はそれらの事情を勘案して、十分
な余裕を置くのだといふ

措置を、そのような副作用が起らないためにとられる御意向があるかどうか、この点を確かめておきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 お尋ねの第一の点は、私も考え方としては若干矛盾がある、こういうふうに感じておるわけでありませう。ただ今度の合併促進法であります。町村の合併は大いに促進をしたいといふわけでありませうけれども、今問題になつておるうちにこれだけの町なり村なりが一緒になつて市になるという事は、私も多少としてはそんなに強く希望しておるわけでもなし、従つてまたこのあるように推進するといふ考え方は持つてもおらぬし、また現実にもそのように推進はいたしておらぬのであります。ただ今御指摘になりましたように、今度自治法が改正になりますと五万になるという事が明らかになりますから、今まで市になりたといふ考え方があつたのだけれども、いろ／＼他の事情でもつてうまく行かなかつた、そういうところがこの機会にやらないと、永久に市になる機会を失ふというので、地元から非常に強い要望が出て参つて、自治法を改定したとしても、いささか裁量に困難をするという状態になつておると申し上げる方が適切だと思ひのであります。そういうふうに非常に強い要望があるものでありますからして、先ほど御指摘になりましたように、今まで市をつくる場合の内規としていろ／＼考へておられます連櫛戸数の問題、その他もしんぼうのできる範囲では、住民の御希望がそれだけ強いものであればひとつ考えようというふうな方針で、多少これをゆるめておるといふ場合もな

いではないが、但しそれも、どこまでも今の法律、それに基いて考へております。今までの内規、そういうものはなるべくくずさないといふ原則で、しんぼうのできる範囲のものをしんぼうしておるといふような行き方です。御理ができませんためには、今御指摘になりましたようにどうしても四月からすぐにそうなるのだといふことであつてはいけないうことと、今のところ自治法の改正では地方制度調査の御意向を尊重いたしまして、今度は三万から五万に引上げようといふ方針は確定いたしておりますけれども、その時期をどういふぐあいにするか。大体今度のこの自治法の改正は、おそらく法律公布の日から施行するといふわけには行かないだらうと思ひます。三箇月くらいの期間を置いて、その間に政令の指定する日ということになると思ひのであります。そうなりますと、おそらく実施は四月からではないかといふことになると思ひます。その面でも多少調整ができると思ひのであります。それからその法律自体の施行時期の関係を別にいたしても、なおそのほかにこういうような考え方の経過規定を入れたらいいのではないかと、このことを考へておるわけでありませう。一つは、その法律が施行になりますと、今までの関係市町村の間において、もうすでに議決が済んでおるといふものは、そのあとの手続が済んでないものでも、今までの基準で許すことにしようではないか。それからもう一つは、府県におきまして町村合併促進法の審議を経て決定されましたところの全体の町村合併計画によつて、

これは市になるのだといふことになつておるものであれば、実際の合併手続などがまだ済んでないものでも、これは経過的に今までの法律によつて市になることを認めよう、こういうふうないろ／＼なことを考へておるわけでありませう。これはぜひそのように実現することにして、そうして今急に盛り上つて、非常にあつて市になりたがつておるものが、そういうことのために十分な審議が尽されず、また十分な住民の意思が反映されずに変なものができないうちに、このことをぜひ注意したい、この考へておるわけでありませう。

○北山委員 その問題は確かに自治庁としてもなか／＼取扱ひに微妙な考慮を要する点だらうと思ひますが、たとい人口五万としまして、その際にやはり今やつておられるような、先ほどお話があつたような八条の人口要件以外のいろ／＼な要件をやわらかく解釈をして、そうしてできるだけ住民の意向を受入れるようにしようといふ方針をお続けになるならば、名前は市であるけれども、従前の市とは違つた別の形の市らしからざる市が饒出することになりはしないかといふ点をおそれるものでございませう。同時に現在全国的にいろ／＼な合併の方向がありませうが、その中で思ひ切つて一郡を一市にしようとか、一町にしようとかいふ考へ方が相当あつちこちにあるようでありませう。それはもちろん今の自治法における市ではない、また町でもない、村でもないといふたような新しい方向を示しておるものじやないか。自治庁は一体そのような動きに対して、どういふふうにお考へになつて

おられるか、その点を次に承りたいと思ひます。

○塚田国務大臣 これは先ほど申し上げましたように、地元は非常に熱望があるならば、多少は今までの基準に達しないものでも考へようといふことは、どこまでもやむを得ない場合のきゝめて例外的な考へ方でありませう。しかしそういう考へ方で御指摘になりましたようにまつたく市の体裁をなさないようなものを市に認めるという事は、これは避けなければならぬ。そういう方針でおるわけでありませう。たとえば一郡一市という実例があるといふことではあります。これも具体的にどの事例といふことでありませうと、適切な御回答も申し上げかねるわけでございますけれども、しかし普通に考へられる一つの郡を一つの市にしようといふことが、また御指摘になりましたように全然今までの市といふような觀念と違ふといふものは、これは私としても許すわけに行かぬのじやないか、こういう考へ方をしております。

○北山委員 これは許すわけには行かぬといふことはわかるのですけれども、結局はやはり地元の要望で、たとえば一つの郡の中で数箇町村が一つの町を中心にして市をつくつた、ところが山の方にある村、ずつとへりの方の村が残されて、これを合併しようにもしようがない非常に不便な貧弱な村がそのまま残されてしまふといふような事態が出て来るわけではあります。残された町村がございませうか、しかしこれは単に地図の上でこの村とこの村は隣だから一緒になれと言ふわけ

には、交通不便なところでは行かないわけではあります。そういう村をどうするかといふ問題と関連して、今の一郡一市といふような動きをあわせ考へること、将来の一つの方向であらうかと思ひますが、その点についてさらに御検討願うような考へはないかといふことをお伺ひするわけではあります。

○小林(興)政府委員 今の点はきゝめてごもつともな問題でございまして、まことに町村の単位が各種各様で、これを具体的に扱う場合に非常に苦勞が多いと思ひのでございませう。大体市の考へ方は今大臣から答弁があつたような考へ方で行つておるのであります。それとともに弱小町村が取残されてはいかぬといふ考へ方は、われ／＼としてしましてはもつと強く持つておるのであります。それ／＼の町村がどこにもくつつけやうがないとすれば、市の区域が多少広くなつてもこれはやむを得ないのではないかと。市に入れるよりほかに方法がないといふことであれば、たといそこに山があつても海があつてもしようがない、こういう考へ方でありまして、それは結局やはり具体的な事情に即しまして、全体としてそれ以外に方法がないかどうかといふ考へ方で、全体がうまく行くような方針で当りたいと考へておるのでございませう。

○加藤(精)委員 関連質問。北山委員からいろ／＼御意見がありました。私はその北山委員と当局とも全然違つた意見を持つておるのであります。数箇町村集まつて、今までたんぼのどぶのような水を飲んでいたのがきれいな水を飲みたい、それは山の上の村から一貫して共同公営企業をやつて、そう

していい水を飲むようにして大いに住民の生活文化の向上をはかる、それにはよほど強力な自治体をつくつてやらなければならぬ。一郡の半分でも一部全部でも、一つの川筋なんかにある場合には、これは合併した方がよかる。

「委員長退席、西村（力）委員長代理着席」

その事務なんかは地方事務所をすべて經由してやるということとはやらなくとも、より相当強力になる。商工連機戸数があるとかんとかいうことは問題でない、それがほんとうの住民の希望であるなら、これは合併して市という名前をつけても一向さしつかえないじやないか。市という名前が町村とそう大して違ふものども私は思われぬ。そういう意味から言いますと、今度の合併促進法というのは住民の体験から盛り上つて町村を動かして、国を動かしたのでありまして、文字通り議員立法で興論立法であります。興論立法を実施するときには興論の帰趨を考へて、大いに市の安売りをしたいだきたい。そして地方自治法第八

条の要件は町村合併促進法の改正案を出して、同時に政府当局もできるだけの際安売りをし、そして住民は生活文化の向上のために市という名前にあこがれてゐるのですから、——市という名前にあこがれるということば意味があるのです。これは市に行けばあらゆる文化施設が農村よりもよけいそつておるのですから、そういう意味におきまして地方自治法第八条の市の成立要件を改正されまして、ある程度緩和する御意思があるかどうか。

○塚田国務大臣 御意見はもつともな節も多々あるのでありまして、私どももそういう気持ちも取込まなくちやならないと思つておりますが、しかしやはりそれは申しましてもおのずから市というものを町村と別なものと概念しておる今までの自治庁の考えからいたしまして、やはり市として許されるある程度、形、規模というものがなくてはいかぬのじやないかというやうな感じもあわせて持つておるわけ、私どもは、おそろくお尋ねになつた北山委員と加藤委員の中間ぐらいの感じでおるというふうに御理解願ひたいと思ひます。

○北山委員 私、次の人に譲らうと思つておつたのですが、質問を受けたやうなかつこうです。若干関連して申し上げてみたいと思ひます。それは、大きな市に合併するとか、あるいは新しく強力な市をつくれ、そうすれば水道その他の文化施設をやるといふが、私もそうしなければいへんかつこうだと思つてございます。しかし、それならば自治庁の方にお伺ひしますが、これはこの前にもちよつと聞きましたけれども、議員立法である促進法の二十九条に、今いろいろお話があつたやうな文化施設、学校であるとか、あるいは保育所であるとか、病院であるとか、役場であるとか、道路であるとか、そういうものをやる際に、政府は予算の許す限り財政的な助成をする、優先的な措置をする、そう書いてある。ところが二十九年度の予算には何らその措置をしておらない。これは約束違反でございます。前にこの法案を審議する際に、この点は議員立法とし

て心配であるから、改進黨の床次委員から政府委員にはつきりと念を押されておる。当時の愛知大蔵政務次官も、青木政務次官も、責任を持つてやりま、ブラス・アルファの予算をつけま、すというこゝろはつきり言つておる。ところがちよつともつておらぬ。逆に減つておるのです。ですから私は、むしろ今後二十九条というものを政府が実施する見通しがあるかどうかということをお聞きたい。その自信があるかどうか、なければ二十九条などは絵に描いたもちでございます。かえつて地方の合併町村にへんな妄想を与えるだけの話、新町村建設計画をつくらせて合併して市をつくれ、水道が通る、学校ができるという夢を与えて、實際は一向予算の措置をしておらぬ。だからその点について、はたして政府はそういうことをやる誠意があるかどうか、またやれる見通しがあるかどうか、それをばつきりお答え願ひたい。

○鈴木（俊）政府委員 合併の新町村建設計画の中で、御指摘のような水道とかその他の各種の住民の福祉になるような施設を設けるための財源を優先的に考へるという二十九条の根本の考へ方は、政府としてはもちろん尊重いたしておるものでございまして、今年度におきましては、起債の配分の上におきましてあつた限りの運用上の考慮をいたしまして、その趣旨が実現できるやうに努力いたしたいというふうに思つておるわけでありませう。

○中井（徳）委員 町村合併について北山さんからいろいろ御質問がありましたが、私もちよつと関連して、また違つた問題もありますが、一、二聞いてみたいと思つたのですが、あの法案をつくり

ましたときにはこれはあくまで住民の自由意思を尊重するという建前でありました。そこで県において町村合併促進審議会というものを設ける。一方合併をする町村の側で町村合併協議会というものを設けて、その間に調節をとりながら町村の合併を推進して行くという形であつたと思つては、それが、どうも数県におきましては、そういう形で行かないと考へたか、県の町村合併促進審議会に下部機構を持つておられます。そして各地区において推進委員会というものを設けて、法のはんどうの趣旨であります町村の住民の自由な意思による協議会というものは、いつまでたつてもなか／＼できて来ないというやうな状態の箇所もあるのではありませんか、この問題について、自治庁は、この下部機構をつくるのもよいとか、つくるべしというやうな指令を出したになつたことがあるかどうか、ちよつと伺ひます。

○小林（興）政府委員 今のお尋ねは、おそろく町村合併促進審議会のある県の中で、その審議会の手足というのか、専門員というのか、そういう形の下で地方事務所長に単位をつくることとおることを指しておられるのだと思つておる。自治庁といたしましては、審議会をつくることと、審議会の構成等につきまして促進法の趣旨を明らかにしました、そして下部機構をつくることもつくるなとも別に申し上げておりません。しかし今お話の通り、現実の計画を県全体において立てる場合におきましては、なるべく現実即して計画を立てる必要もあるというので、それぞれの部門、地区にわけて、その地

域における関係の町村長なり団体の長なりそういう人もお集まり願つて、そういう案を下から積み上げて、それを全体の県でまとめる、こういう形をとつておるところもあることは聞いておりました、われ／＼といたしましては、そういうやり方自体が特に悪いとかよいとかいう問題ではないのでありまして、所によつてはそういう方法もやむを得ない、必要な場合もあるだろう、こういうふうにお考へておるのでございませう。

○中井（徳）委員 所によつてはやむを得ないし、そういう場合もあるということとございませうが、現実の面は、どうも官制の町村合併になりやうでありませう。その下部機構に地区選出の県会議員が全部入つておられます。これが問題なのであります。われ／＼が法をつくりましたのは、県会議員はそういうものから離れて県が大局においてやるというので、県の本部においてのみ議員として入る。これが下部機構に入り

ました結果、今や住民といふ／＼と錯綜いたしまして、町村合併の推進どころか、大いに阻害になつておるといふ事実があるのではありませんか。そこでこの点について、もう少し自治庁の方で御調査をいただきたい。現在の情勢においてはむしろつくりな方がよい。内面指導はよろしい。しかしそういう下部機構の中に、県議員が入るということはいけません。これはえらいよくつたことですが、府県の境界の変更であるとか、そういうことになつて参りますと、そのりくつかから言へば、国会議員も各府県の選出委員になければならぬというやうなことになるのであります。そういうやうなことはわれ

われ全然考えておりませんが、どうぞそういう面を十分に調査をしていただきたいと思ひます。それと関連をいたしまして、その結果、県議員が非常に都合が悪いというので、県議員の任期を延ばしてこれというよう運動を今起しつゝあります。ここに至つては、おつた本末転倒の感があるのではありませんが、自治庁は県議員の任期を延ばすつもりがあるかどうか、これをお伺ひいたします。

○塚田国務大臣 これはよく実情を調査したいと思ひますが、あります。県議員の任期を延ばしてほしいという話は、私は全然聞いておりませんし、またそういうような意思もございません。

○中井徳委員 どうぞそういうことで、かえつて法の精神が曲げられるようなことがないようにひつとお願いをいたしたいのと、先ほど加藤先生と北山先生の議論の中にあつたと思うのでありますが、私はもつとこの問題を素朴に考へて行つたらどうかと思ひつゝあります。地方行政というものは、その地区々々の地勢によつて非常に政治の内容が違つて参ります。従つて三万だから市であるとか五万だからどうとか、あるいは市の体形をなしているとかなしではないとかいう前に、こういう形でありまると、市とか町とか村とかいう名前にこだわらずに、できれば一つの新しい単位をつくつてもいいと思うのであります。郡なら郡という名前でもいい、それが将来日本の内政をきれいに掃除をする一つの大きなおらいだと思ひます。府県の統合というやうな問題も、市町村の合併の促進促進がなくてはできない。その合併の促

進は地理的な情勢によつて非常に各地で違つております。私は幾ら多くても情勢によればいいと思ひのであります。そういう意味において市になりたといふかたは、いかに問題より、何かその奥にあるものの研究をも少しお願いしたいと思ひます。私は郡というやうな地方団体の最低の単位をつくつてもいいと思ひます。そういうことについて、ひとつ率直な見解を大臣に伺ひたいと思ひます。

○塚田国務大臣 私も御意見は今伺つておりながら傾聴したわけでありまふ。今のうちに市、町、村というように三つの自治団体の形というものを考へて、それにある一つの規格を与えて、それ以外には出られないということ、これは必ずしも長く考へる考へておるべきものでないと思ひます。今後の自治団体の情勢、また今度の合併の上から出て来るいろ／＼な動きなどから見まして、なお十分検討いたしたいと考へます。

○西村(力)委員長代理 藤田委員 ○藤田委員 これは私の郷里の問題で非常に恐縮でございますが、熊本はこの四月一日を期して三つの市が新設されようとしております。それから町村が約五十ばかり減らうとしております。日本一の成績を取つております。われ／＼町村合併促進法をつくりました一人として非常に喜んでおります。塚田自治庁長官は御夫人が熊本であります。小林行政部長は熊本に相当長く在任されておられまして、向うの情勢を非常によく知つておられますので、この機会に特に伺ひたいのでありますが、実は三つの新しい市

ができるうちで、玉名町というところを中心にして一箇町村が合併して新市をつくらうという計画があります。御存じの通り玉名町からは大塚唯男という代議士が出ております。それからその合併予定町村の中に伊倉町というのがあります。ここからは元厚生大臣の黒川武雄という人が出ております。そこで黒川元厚生大臣が、先週の日曜日に記憶いたしますが、目下開会中の熊本県議会に對しまして、全員に伊倉町の合併は阻止しろという命令的な電報を打つたのであります。これは国会議員みづから町村合併促進法の精神を没却いたしました非常にまずい電報だつたと思ひます。現に県議会は、全会一致ではございませんが、合法的に可決して、書類を小林部長のところに提出しておるのであります。そこで政党的な横やりやいろ／＼入りまして、御存じの通り松野参議院議員、あるいは大塚衆議院議員等が介在いたしました。非常にむづかしい問題になつております。私はことさらにこの問題には介入しておりませんから伺ひたいのであります。自治庁としてこの問題をどういうふうな処理される予定でありますか。八月、あるいは九月に延びたかしれませんが、大体三十三対二十くらいで無事に県議会で通つておる予定であります。こういう通つた場合とそれから県議会で態度をきめない場合との解決方針が多少違ふかもしれませんが、ひとつこの際塚田長官の御意向、特に向うの情勢に詳しい方に、これは日本の町村合併促進問題の一つのサンプルだろふと思ひますのでお伺ひしておきます。私は非常に喜んでおることは塚田自治庁長官はこの問題等

に關連しましてわざ／＼熊本まで長距離電話で知事の意向を確かめられておる。私は町村合併促進法をつくられた国会の趣旨が、大臣の行動で非常に力強く反映されておることを国家のために喜んでおりますが、そういう事実もありましたかどうか、この機会に簡単に伺ひしておきます。

○塚田国務大臣 實は具体的な問題であります。お尋ねでありましたので、今までの私が承知しております経過、それからその経過に基いて私が考へておりました考へ方をちよつと申し上げたいと思ひつゝあります。初めのころ伊倉町を含んだ玉名市の計画と出て来たというのを私も説明を聞きまして、今この計画は妥協であるといふ考へに考へておつたわけでありまふ。従つてそのやうな形が許されるというところは大体考へられておつたのであります。その後御指摘のやうな伊倉町の住民に反對があるといふこと、それに關連して熊本県出身の国会議員の方にそれ／＼の立場からいろいろの御意見があるといふことで、私も両方の意見を詳細に伺ひました。結論といたしましては、今日の段階においては、やはり私もとしては、県議会が最終の結論を出すことが最も望ましい。県議会が今御指摘のやうに、昨日の県会でもつてその通り可決したといふことであれば、当然その線に従つて許可すべきであると思ひつゝあります。ただどうしても県議会の主とまらぬ場合には、私は必ずしも伊倉町がすぐに入らないでも、市になるという条件に欠けるというほどではないやうでありますから、とりあ

ず第二の段階に見送るとして伊倉町を除いた玉名市というものを考へてもいいのじやないか。その線でもまともなといふことであれば、これだけ混乱をしておる状態であるならば、もうしばらく見送ることに考へるべきであるかといふやうにだん／＼に考へておつたわけでありまふ。従つてもう県議会がまともなといふことであれば、一応自治庁としての結果は出せるのじやないかと思ひつゝあります。なおそういうやうないきさつであります。非常に微妙なものでありますから、一度私が東京から櫻井知事に県の情勢はどうなつておるか、また知事の意向はどうであるかといふやうなことを確かめた事実がございます。

○藤田委員 これは自慢話になりまして恐縮でございますが、私の生れました国立公園のあります熊本の阿蘇郡というところは二十五箇村ありますが、今年中にはわずかに五箇村になることが確定的で、とりあえず四月一日を期して九箇村が二箇村になります。全県民が町村合併の本質を理解いたしましたし、沸き立つておるのであります。この出鼻をくじくといふやうなことがあります。地方行政上も非常に不利な結果になりますので、玉名市制の成行きに私重大な関心を抱いておるわけでありまふ。ただ大臣の御答弁でありまふが、実はこの問題に對しまして伊倉町から反對に上京しましたのは、タバコ耕作組合の代表と、ある一人の商店の主人と、つまり町民代表の資格に適正を欠いた二人が来まして、それにある党所屬の議員が二人もつき添いまして自治庁に陳情をした。これは政党政派を超越いたしました非常にまずい

が第二の段階に見送るとして伊倉町を除いた玉名市というものを考へてもいいのじやないか。その線でもまともなといふことであれば、これだけ混乱をしておる状態であるならば、もうしばらく見送ることに考へるべきであるかといふやうにだん／＼に考へておつたわけでありまふ。従つてもう県議会がまともなといふことであれば、一応自治庁としての結果は出せるのじやないかと思ひつゝあります。なおそういうやうないきさつであります。非常に微妙なものでありますから、一度私が東京から櫻井知事に県の情勢はどうなつておるか、また知事の意向はどうであるかといふやうなことを確かめた事実がございます。

概念的な名譽欲というよりなことからなされては、さつき申し上げたように、将来に大きな災いを残し、近い

ちまたに分裂騒ぎが起る、これは町の経済というものが最も大きな問題であつて、これを離れた形式的な町村合併については、政府はやはり何らかの手を打つべきでないか、ただ基本を示したというだけではいけない、やないか、もう少し強い考え方がなされるべきではないかというように私は私どもは考える。その一つの方法として現行法でも都道府県のこれに対する推進委員会ができてゐるから、これは誤りはないであらうという考え方があつてもいいないが、この中には先ほど言われたような県会議員さんが入り込んでゐるわけがない。そこで自治庁としてはいま一段とそういう産業構造を破壊するような、ただ名目だけの町村合併に対しては、私は多少の警告なりあるいは示唆を与へべきではないかというように実は考へるのでありますが、この点について大臣の御意見をこの機会に承りたいと思ひます。

〔西村力〕委員長代理退席、委員長齋藤

○塚田国務大臣 この点は、私も御意見はほんとうにもつともだと思ひ、その点は実は私も心配をしてゐる問題点の一つなのであります。ただ大きく言えばいい、また市になるとかいう便宜のためにまとまつてしまふということは、私もどうかという疑惑を持つてゐるわけでありまして、ただ今の合併促進法の趣意といつてしまつては、やはり行き方としては基本方針だけは固く示す、あとはその方針に基いてこれはそれ／＼の段階において計画をし、それをまとめて出していただくというこゝにならざるを得ないのであり

まして、御指摘のような具体的な問題としてどこそこをどういふ問題があるというこゝにならば、なおさういふ事情も調査をいたしまして、個々に具体的に意見をその場合について申し上げるというこゝもあり得ると思ひるのであります。まあ全体計画としてはやはり基本方針を示し、なおさういふ点に問題点があるならば、さういふ問題点も特に留意されるようにという方針を示して行くというこゝで、その懸念をなるべく少くする、さういふこゝにいたしたいと思つております。

○大矢委員 先ほど藤田委員からいろいろ実情に基いて長官の意見をお聞きになつたのですが、私もひとつ具体的な問題についてこれの問題をどう考へておるかというこゝをお尋ね申し上げたいと思ひます。御承知の五大都市が絶えず特別市制を中心として相争つてゐる。これはまた特別市制として府県の独立の性格を持つという建前でありながら、どうもそのこゝが具体化しないために絶えず問題が起つてゐることは御承知の通りです。この争ひは、これは一応地方制度調査会に持ち込んで、その判決を待とうというこゝで休戦状態になつたことは御承知の通りであります。ところが今度この答申によりまして、またしばしば塚田さんからこの委員会においても意見を發表されたが、自治体の原則というものはやはり市町村である。それで府の八割までの委任事務をやつてゐる府県という性格のものとは、ちやうど中間にあるものかというこゝを言う。さういふ建前から知事も公選でなくして官選が望ましいというこゝをしばしばこゝで言われ、また総理大臣も出先で何

回も新聞記者に問われてもさういふことを言つてゐる。ところが實際を見ると逆に今度は稿法改正その他についても、警察法の改正にしても府県を強くしようとしてゐる。どうもそのやり方が……、それでほかの問題については関係のときに質問を申し上げますが、今具体的な問題として例の大阪の七箇町村の市の編入合併ですか、その問題は市町村もこれは望ましいと言つて決定し、大阪市の方もよろしいと言つて決定してゐるが、今度は特別市制にからまつて府の方でこれはいかにない、大阪の府で議決はどうしてもとれない、いまだに実現されない。それで大都市になることはいいとか悪いとか、大都市制度というものを対してはいろいろ批判のあることはよくわかる。しかし大阪の実情から行きますと、十五万、二十万という隣りに八尾市があり、布施市があり、それから大阪市、まん中に小さい町村がはさまれてゐる。これはどうにかにつかなかつたならば、水道とかあるいは道路交通、一切の産業の上でも非常な不便を來す。それで、せつかく住民が希望し、さうしたにかかわらず、大阪市を大きくすると大阪府に不利だといふので、これはどうしてもならない、ああいうこゝは今度自治法の改正なりいろいろな批判が出てゐる場合には、最終の決定として、どうしてもその自治体の意思が一致しない場合には総理大臣がこれを決定するか何かしなければ、せつかく住民が希望し、さうなくちやならぬとだれも考へてゐるの、さういふこゝのためにひつかつて來る。感情的にこれをどうすればいいことか。最近どうも、これはよけいなこゝ

か知りませんが、どうしたつて府県の方が強い。前の内務官僚や役人の人たちはほん／＼衆議院へ出て來るが、それらの政治的のバックもある。さうして一町村あるいは一市のことなんかあまり多く考へられてゐない。さういふこゝからして、せつかく地方が希望し、両方の議決が行われてゐるにかかわらず、さういふこゝにひつかつて、どうしてもこれがうまく実現できない、さういふ具体的な問題に対して、一体自治庁はどうしてゐるのか。これは一つの例であります。現に建築基準法によつて市として必要な場合には復興に欠くべからざる建築の問題で建築主事を置くことができる、さう規定してあるが、その際にやはり知事と協議しなければならぬといふことで、知事はなか／＼権限として放さない。やつてゐるところもあるが、ほとんどやつてゐない。さういふことはしばしば實際の問題として起きて來るのですが、それは今申しました性格といふものを明かに規定してゐない、あゝいかにして、そのとき／＼に絵を描いてゐるからでは。はつきりした一つの決定をすれば、おのづからそこに判断も生れて來ますけれども……、しかも一方では自治と稱して住民の意思を尊重するといふ民主主義の建前をとるかと思へば、官吏制度の上からの命令でそれは絶対的にやる、これははなはだ言い過ぎかもしれませんが、最近の自治庁なんか、権限を多くしようとしてゐる。しかし財政的にそれを握つて絶えず居すわりののが地方の自治体である。私は実例をあげれば幾らでもあります。私はさういふようなことはほんとうの自治にまさすという民主主義の主権在民の原則

に基いて、もつと思ひ切つて新しい考へ方に進んだらどうかと思ひます。どうもその点が自分らの都会のいい説明ばかりして、一般国民のことについてあまり考へておられないようですが、この機会にこの争ひは何かの問題に必ずひつかつて來る。私は、これは大石さんもうですが、われ／＼は忍びない。同じ府県民であり、同じ市民であつてこの争ひの渦中にいつも引きずり込まれて、しかも正しい意見を述べること、それすら通らないといふこと、これはもつと超然とした立場に立つて自治庁は自治の発展のために、実情に即したほんとうの指令なり意見を率直に述べてもらいたい。どうもいづれもいまいな態度をとつてゐる。今のようないまいな態度で、大都市になることはいいか悪いとかいふことはありましようけれども、実情としてさういふふうにはさまれて急に迷惑してゐるのはその住民です。その人たちが合併しようあるいはまた編入しようといふ意思が決定してゐるにかかわらず、一府県の議會で、あるいは知事の意見によつて、それが実現されないといふことでは、自治はめちやくちやにならぬ。さういふ具体的な問題について一体大臣どう考へてゐるか。實際の処置として、あるいは法的な不備があるならば、その不備をどうして直そうとする御意思があるか。自治法も改正になるさうですから、それと今度非常な問題になつてゐる合併問題と連繫しまして、この際明らかに答弁してもらいたいと思ひます。

○大石委員 関連して質問させていただきたい。ただいま大矢さんがおつしやいました通り、私と大矢先生とは同

に党なのです。そして赤坂の宿舎に隣に住まっておるのです。片方は特別市制をやるうと言ふし、私は反対である。そういうようなことで仲のよいものがくちや／＼になるのです。ほんとうに今おつしやつた通りなのです。私たち実際このために非常に悩まされておるのです。この際こんななけりな市町村合併というものは、塚田大臣にお願いしますが、これはやめて、いつそのこと北海道なら北海道ステート、中国なら中国ステート、近畿なら近畿プロット、そして九州なら九州、四国なら四国、こういうふうなプロットの大きいものにして、町村合併というふうな、こんなけりなことはやめてもらわぬと、大矢先生も私も実は困るのです。どうですか、大臣はつきり言うてくだされ。

○塚田国務大臣 現在の自治制度というものが私の考え方からすれば非常に徹底しないものであり、不合理でありますために問題が多々出ておると思つては基本の考え方としては、やはり先ほど大矢委員も御指摘になりました通り、私は自治団体というものは一段階、市町村だけが自治団体でいいのじやないか、府県は別な形のものという構想をいたしております。しかしただ何にいたしても、こういうふうないに伝統を持ち、沿革を持つておるものでありますからして、現実の制度の上でそれを実現いたしますには相当検討も要しますし、時間もかかるわけでありまして、現在の段階を頭に置いていたしますと、今度の税制改革、また警察制度の改革というのを出て来るわけでありまして、しかし私としましては、基本の構想としましては逐次そういう方向に持つて行つて、すつきりしてそういう問題も解決をしたいという考え方である。その考え方をすつと押し進めて行きますれば、大石委員の御指摘になりましたような道州制というところまで、また行く時期もあると思うのであります。しかしそれとまだ相当時間を貸していただきませんと、急速には実現は困難かと思つております。なお当面の問題につきましては政府委員から答えさせることにいたしたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 大都市制度の問題に關連をして明確な解決が制度的にもなされていらないために、いろいろ關係の団体の間、あるいは關係の団体の職員の人たちの間に、おもしろからぬ紛争が起るということは、私も確かに遺憾なこととは思つておるものであります。今回地方自治法の改正法律案を立案中でございしますが、その案の中には先般地方制度調査会において答申をいたしたという形で、目下鋭意立案をいたしておる次第であります。

○大矢委員 実は法務大臣と一緒のときにお聞きした方がいいかと思ひますが、そうなか／＼二人とも大臣がそろつて見えないので、この機会にひとつお尋ねしたいのですが、過日新聞によりますと、知事を官選にすることに就いて閣議で問題になつて、それは憲法違反だ、自治体の長はこれを公選するといふ憲法に違反するじやないか、しかしそれは自治法さえかえれば違反しないのだ、しかしそれしても精神的に現在あるのだから、問題になるから、これは一時中止しようというふうなことを新聞でもよく見たのです。なぜこれを私が尋ねるかと思ひますと、今御承知のように警察法を審議しております。この警察法が通つた後に通したくないが、通つた後に知事の官選が来て、知事の官選のものと公安委員の任命、推選というものの性格が非常に違つて来る。そこでこれはただ空な、あるいはまだ決定しないものの上で、現に今言つたような意思表示が現れた。それが新聞に載つていたので、内閣がかわれば別でしようけれども、そういう考え方を総理みずから持ち、自治庁長官が持つてゐる限りは、これは大体近き将来実現するものと仮定して、一單なる仮定でなく、そういう方向に行くと思つておるのです。そうした場合に警察法の審議も重大な一つの問題であると思つておるのです。それで大養さん一筋に聞いてくれるといひのですが、それも行きませんから、この場合そういう閣議で問題になつたのかどうか。それから自治法を改正すれば自治法ではないのだから、憲法にある通り長は必ずしも公選でなければならぬといふことはない。それが今御答弁なさつたように、それはそう思つておるけれども、なか／＼簡単に行かない。それはその通りでしょう。しかしそれが今の警察法との係関というふうなこと、どの程度に具体化した意見があるのか、これは閣議の内容で言つていいことと悪いことあるかもしれませんが、新聞に出たところのことだから、できるだけこのことをこの機会にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○塚田国務大臣 これは閣議で問題になつたかというお尋ねであります。正式な意味において閣議では一度も問題になつておらぬのであります。これはどこかの省が——この問題でありますれば、当然私が所管大臣として閣議決定として、あるいは閣議了解として閣議に案を出して、それに基いて議論をするということになると思つておるのですが、そういう意味の閣議で問題になつたことは全然ないのであります。ただ何かの語になつたといふことは、いつのことだつたか、それはあります。そこで私がこの問題を考えて今伝えられておるけれども、何かの機会には非常におかりやすい意味において官選という言葉を使つておることもあるわけでありまして、私の氣持は今の形の公選はやめた、やめろの持て行かないし、また中央地方を通じての機構という意味からいへる問題点がある。それから二度やつて今度で三度することになるわけでありまして、實際の状況から見ても、これがほんとうの民意を体した自治のやり方になつてゐるかどうかといふと、かなりの問題点がある。同じ民意を体するにしても、別な方法があるのではないかと、いろいろ／＼な点からして、俗に知事官選と言つておるものは、今の形の知事の公選はどうも適當でないのではないかといふ意味において、今の府県の現況の状況から出て来た結論としての判断、もちろん個人の判断でありますからして、今警察制度でありますとか、そういうものと私の考えております知事公選制の廃止といふものは、つながりはついておらぬのであります。しかし私は警察制度のあり方自体として見れば、やはり警察制度も今までのやり方をやつてみて適當でなかつた。それから考えられる行き方としては、政府が今御提案申し上げて御審議願つてゐる形が一番いいのではないか、こう思つておるわけでありまして、そこで別々に府県の制度はそういうふうにして出て来て、また今こゝまで警察制度が具体化した問題になつて来ているわけでありまして、従つて府県制度をどうするかという場合には、多分に今の政府が実施しようとしてゐる警察制度といふものを頭において、そしてほんとうに民意を体した警察といふものが、かりにわれわれの考へる通りに公選の知事制度といふものがなくなつても、どこで実現できるかという面においては、相違なければならぬのじやないかと思つておるわけでありまして、そういう状態を置いて考へるかと言われれば、今の警察制度はどうしてもこういう形でなければならぬから、それに頭を置きながら、府県制もかえるならばそこへ入つて行かなければならぬ、こういう感じを持つておるわけでありまして、○中井委員長 お諮りをいたしますが、大矢さんの御質問もきかれて大切な問題でありますので、ぜひこの点は政府の意見も、また委員会の意見もはつきりと、とどますところへとどめるということに行かねばならぬと思

います。ただ何分編制の問題はきわめて日が切迫いたしておりますから、あなたの御質問はいずれこの後は警察法の問題に入りますからそのときまで留保していただいて、本日は税法改正の問題へひとつ本筋をおもひしいたいてやつて行くことができるならば非常に幸いだと思ひますが、御留保願ひせんか。

○大矢委員 けつこうですが、こういうことを希望しておきます。警察法を審議する場合には大臣にぜひひとつ出席願ひたい。私はなせ大臣の出席を要望するかといふと、特に地方行政といふものは警察に大きな関係がある。これはそのとき申しますけれども、おそらく警察の九割までが自治行政に關係があるのですから、警察法の關係はこれと關係がない、それは大差さんだといふことになしに、ぜひひとつ出て来ていただきたい。それを希望して私は打ち切ります。

○中井委員長 ただいま大矢委員の御要求のありました通りでありから、そのときは大臣もぜひ出席して、徹底したる討議に應ぜられんことを望みます。西村委員。

○西村(力)委員 この町村合併法案の審議の際、私たちの基本的な立場は、自然に行われるべきである、あるいは経済的な交流圏をひとつと考えてやらなければならぬといふような点にあつたのですが、参議院関係とのいふ／＼な折衝で、現在のような法律になつたわけを見ますと、合併促進法の第三十七条の一項の第五号ですか、このところをもう少し引上げることが必要ではないか、かように強く思われる。十方を

ちよつと越した都市が合併を欲し、また付近の町村がどうしてもこういう都市に編入になつた方がしごく自然であるといふ場合においても、この制限があるためになか／＼思うように行かない、しかもこういう制限をたててに議院方面がいろいろ動いても思うように参らない、それがためにむしろ畸形的な合併が進められようとしておる事例がたゞさんある、かように思われる。私としては、都市の人口の面上上げることが一番妥当ではないか、十五万を越せばつとまたその幅が大きくなるし、それ以上のものは経済的な基礎も強い、十方から少し越しただけであつては、基礎の強いところも十方以下と比べて何ら差があるわけじやないし、またもう一つは、近く自治法が都市の人口を三万から五方に引上げるというふうな考え方を持つという点から言ひましても、当然これは十五万程度までに引上げることが必要ではないか、そうしなければ自然の姿の合併が行われぬ状態が出て来る、かように思われる。その点に關して、自治庁側としてはどういふ見解を持たれるか。

○鈴木(俊)政府委員 町村合併促進法の第三十七条の町村合併促進に關する各種の規定を準用いたします場合の中、人口五万以上十万未満の市に町村を編入するといふような場合に準用するといふのが御指摘のごとく現行法でございますが、これをさらに十五万ぐ

らいに引上げたかどうかというふうな御議論のように伺ひました。その点は御承知のごとく当地方行政委員会並びに参議院の地方行政委員会では、御議論のありました点でございまして、私もまたいたしましてございまして、この点について、もしも何らかの一致した結論が出ますならば、さような結論に従つてけつこうと存するのであります。ただ相當大きな規模の市がございまして、その際に、先ほど來若干の編入といふようなところに、あるいは／＼議論があるところかと思ひます。しかし反面さういふこともよろしいのだという御議論もあつたわけでございます。この点につきましましてはさらに私どももよくに研究をいたします。が、當委員会におかれましてもさらに研究の上、何らかの一致した結論が出ますならば、私もそれに従つて善処するよりはかないと考へております。

○中井委員長 町村合併問題はこれをもつて一応質疑を中止し、午前に引続き地方税法改正問題につき門司君に質疑の御進行を願ひたいと存じます。門司委員。

○門司委員 税法についての具体的な案に入る前に、自治庁の長官がせつかくおいでになつておられますから、もう一つ、二つ伺ひたいと思ひます。この法の編法の全体を見て参りますと、從來われ／＼が考へておつた税法の建前から非常に離れた方がしてあるやうな気がするのであります。一つは、午前の北山君の意見にもありましたが、たとえば市町村民税の中から都道府

府県民税を徴収する、しかもその徴収の仕方はやはり平等にこれが課せられておる。その結果、これはさきの委員会で相當聞いたところでは、結果として同じに百円ずつをとるといふことは、県の責任を分担するといふ形から言へば一応百円でいいかもしれない、しかし町村財政に及ぼす影響がらすれば必ずしも画一でないといふので、こういう画一的方法がいいか悪いかという問題、さらにその次に問題になつて考へられるのは狩猟免許税の問題です。これは狩猟免許税がなくなつて狩猟者税とかつておつて、從來これには業とする者と遊ぶ者を区別するとの關係でこの税金がわけられておつた。この税金をわけた原因はやはり一つの目的税であるといふやうな考え方——というよりも、むしろこれは一つの行為税であるといふやうな考え方、しかし行為税ではあるが、その行為に対してはおのづからそれを生業とするものであつて、單なる行為とは思われぬ業者がある。一方においては單なる遊ぶ者であつて、一つの行為とみなしなかつたかえがな

いといふやうな複雑な段階にあつたものであつて、これを一まとめにして三千六百円かけておつたときはいけな

千六百円かけておつたときはいけな

年税の基本方針が違つて來ては、納める方は一体ことしはどうなるのかといふことで理解も納得もする間のないやうに税法がかわつて行く、こういう行き方は、私はこれははいたずらに役人が自分の仕事をあそぶことだと思ひます。ことに税金に關しては、こういう方針を立てられては困ると思ひます。大臣はどうしてこういう無方針な税制をきめられるのか、私はその点をきつかり聞いておきたいと思ひます。お屋敷の、税金が悪いといふならやめるといふことは、話はわかる、こゝ三、四年間のうちに三転してはいますよ。こういう基本方針であつては国民は迷惑すると思ひます。これに対して大臣は一体どういふやうにお考へになつておられるのか、一体税金といふものをどういふやうにお考へになつておられるのか、これを伺ひたい。

○塚田國務大臣 この点は私もおしかりを受けて、もつともだと思ひます。であります。私もそう感じておるわけでありま

す。ただ申し上げますならば、実は終戦後の日本の大幅な税制改革、ことに地方税の面におけるシャッフル勸告に基づく税制改革自体に、多少無理があつたといふことで、その無理を今までは姑息的に少しづついつて來たといふことで、毎年々々あつちをちよつといふことであつた。ところが税といふものは全体として一つの体系をしておるものでありますから、いじつたことによつて、また他の面にもいろいろな障害が出て來るといふことで、結局これは一度本質的な大規模な改革をしなければならぬといふのが、今度の改革になつた

おるわけでありませう。

○門司委員　今の奥野君の答弁ですが、私の聞いておりますのは、経魁を実は話されたのですが、少くとも稲金というものは、納める者は納税義務者なんです。今狩猟者団体と言われたけれども、狩猟者団体というものの実態が何か御存じですか。ほんとうに業としておるような山の中におる狩猟師

は、この組合なんかに発言権もなければ——ほとんど私はないと言つていいくらいだと思ふ。狩猟者団体が発言権を持つておるのは、遊ぶ猟をやる諸君なんです。従つてこういう制度をき

める場合に、国会として、そういう意味で修正されておる。税金は本邦の資にもとすべきものであるということになつておる。一面行為税ではあるが、また行為税とは言い切れないものがある。

て、府県が徴税しやすから、徴税しやすくさえずれば、納める者はどうでもかまわれないというような考え方で、税金をきめられてはかなわない。徴税も

る以上は、納める者の身になつて考へてもらいたい。猿銃を肩にかつて遊びに行く諸君が、納める二千四百円は大したことはありませんが、きし一

のきうきき一ひきで生活しなればならぬ者の二千四百円、これを同一に見るものの考え方が間違つておる。それからまだほかにもあるでしょう。固定資産税の中に使用者課税というものが入つてゐる。地主と使用者を累算といふ

のは不都合だといふので、やめられて
いるはずであつたが、またことし使用
者課税が出て来た。ここに使用者に課
税すると書いてある。こういう税の一

つの体系の中といえるか、その中で種々当局の意見がかわつて来るという事について、私はさつき長官に申し上げたのでありまして、従つて今の長官の答弁は、単にいろいろ考えたというお話でありまして、少くとも税金についてはもう少しはつきりした態度で臨んでもらつて、一ぺんきめた税金というものは、やはり相当の期間それが保ち得る制度をひとつひつておいてもらいたいということが考えられるのであります。

従つて次に長官にひとつお尋ねしておきたいと思ふことは、この税法によつて国と地方の財政規模の問題について、どういふバランスになるかという事は、この説明書の中に多少書いてあるようであります。従来三〇%ないし三二%のものが、大体五〇%くらいは税でまかなえるのじやないかという事について、非常に礼讃されて書いてあるのをごさいます。が、実際は先ほど申し上げましたように、この税制の中にはかなり無理な税金がだん／＼出て来ているのではないかと。従つてお伺いしておきたいと思ふ事は、いわゆる自然増を除いて、税制改革によつてどのくらいの増額がこれに見込まれておるかということ。これは財源をきめるのでありまして、法律で財源をきめるのは住民であり、与えられて納めるのは住民でありまして、よけいとられる勘定になるものであります。従つて自然増を除いて、どのくらいの税額が大体徴収されるのであるか。それが国税の方でどのくらい減税になるのか。そのバランスがもしおわかりならば、ひとつこの

機会に聞かせておいていただきたいと思ふ。

○農野政府委員 第一点は、従来の方式を簡単に過ぎるというふうな御意見でありましたが、その中に、固定資産税について、再び使用者課税を復活しているじやないかという御説があらわれてあります。しかしこれは少し誤解されているようでありまして、で、簡便にこの点に触れておきますが、現行法の三百四十三条の五項や六項におきまして、形式的にはまだ台帳の名義がかわつていないから国のものである。しかし実質的には所有権が移つてゐるのだ、そういう場合においては使用者あるいは所有者に課税し得る道を開いているのであります。この規定が若干不備なところがございますので、これを是正したい、そういう程度の改正でございます。すでに国有鉄道その他の持つておきますものであります。も、本来の事業の用に供しないもの、これは従来は使用課税をやつておつたのですが、昨年国会修正によつて国有鉄道その他に直接課税をする道を開いていただいたわけでございます。従いまして思想的に変更を加えてゐるわけではございません。

なお狩猟者団体の意見を聞いただけでは狩猟者全体の意向を必ずしも反映してゐないのだ、こういうお話、私もその点を実は非常に心配したわけでありまして。ただ先ほど申し上げましたように、狩猟者団体自体において負担を均分し合うという形になつてしまつてゐますし、あまりにも旧に復してしまつたという意向が強くつたものですから、それらの意向を総合的に判断してこのような改正を立案したわけでありまして、今後においても門司さんの御意見は、十分われ／＼として考へて行かねばならぬ重大な点であらうと思ひます。

な。今回の制度改正によつて、どれくらい実質的に国民負担がふえて来るのだからかというふうな意味の御質問であらうと思ひます。大臣の説明にもありましたが、自然増収が四百二十九億円、減税による減収が二百五十八億円、税源拡充に当ります部分が四百五十三億円、しかしこれもタバコ消費税をつくり出す等の関係がございまして、実質的な今回の負担増といへば、不動産取得税ではなからうかといふふうに思ふのでございまして。もちろん他面には固定資産税の減税等もやつてゐるわけでありまして、この不動産取得税の本年度の収入見込額は四十四億五千三百萬円であります。もう一つは自動車税を増徴してゐる点でございます。この金額が二十四億九千九百萬円ということになつております。それ以外には特に実質的に国民負担をふやしておるというふうな問題はございません。

○門司委員 私の聞いているのはそれではなく、国税と地方税と比較してどれだけふえてゐるかということ。国税の方は所得税が減つております。○農野政府委員 ただいまのお尋ねは、計数を整理してお答えしたいと思ひます。

○門司委員 最後にもう一つだけ聞いておきたいと思ひます。これは長官の説明書の中に書いてありますが、やはり固定資産税をきめる、あるいは不動産の取得税でありますか、それらの問

題をきめることのためにここに「不急の建築などが抑制されるならば、幸いである」ということを考へてゐるのではありませんか。こういうふうな書きでございます。このことは前からずっと読まなければわかりませんので前から読んでみますと、こういうことが書いてある。その四です。「これは土地又は家屋の取得に對して、その土地又は家屋の所在する道府県において課するものであります。これを設けようとしたのは、不動産を取得するといふ比較的担税力のある機会に相当する将来に亘る固定資産税の負担を緩和したいといふこと、とくに、固定資産税の税率を引き下げるによつて償却資産一般に對する固定資産税の負担を軽減したいといふこと、不動産取得税の課税にあつての不動産の評価を適正に市町村相互間の固定資産評価の均衡化をはかつて行きたいといふこと、さらにまたこの税を通じて不急の建築などが抑制されるならば、幸いである」といふことなどを考へてゐるのではありませんか。こう書いてあるのではありませんか。この場合の不急の建築であります。この場合の不急の建築は、一体何をさして大臣は言われたのか。私は大臣の説明書を読んだだけではわからぬのでありますが、もし大臣が御説明ができるならば、この点をひとつ御説明していただきたい。

○塚田田務大臣 不急の建築といふのは、ここではどういふものを考へておるかというお尋ねであります。これはよく問題になつております。都市に非常に高層のビルなどがだん／＼立つ。そういうところが幾らかでもこれで押

えられるということになればという考へ方でありまして。

○大石委員 私は農野さん、あなたに聞きます。入場税と遊興飲食税は地方税です。それが入場税は国税になつてゐる。そして遊興飲食税だけ残つた。これはどういふわけなんですか。先日もちよつと尋ねましたが、あなたは留守の間でした。ここで詳しく説明していただきたい。

○農野政府委員 この問題につきましては、大臣からも先刻御説明があつたわけでありまして、これはどちらも地方税に残しておきたい、こういう考へ方がございまして。またそういう主張をする人々もございまして。またどちらも国税にして人口按分で返した方がよろしいのではないか、こういう意見もございまして。まづたゞ相反した意見が交錯しておつた問題でございまして、結論が遊興飲食税は地方税に残り、入場税は国税に移るといふふうな結果になつたわけでありまして。しかししつてりくつをつけて考へますならば、遊興飲食税の方が課税事実を把握するのに困難ではないだらうかといふふうな私見は思ひます。従いましてまた税率一本で徴収するということになりますれば、客観的に事実のはつきりしないものにつきまして、徴収する側と納税する側との間の摩擦が拡大する、そういう意味においてはなるべくないし、中央の命令で税率一本でやるより、区域ごとの自治団体はその衡に当る方がよいのではないだらうか、こういう言ひ方もできるのではないかと。ただちの考へ方われ／＼としては成り

立ち得ると思つておるのでありまして、それが結果としてこの折衷案におちついたことになるわけでありまゝ。折衷案にりくつをつけますれば、私がたゞいま申し上げましたようなことも言えるんじゃないかというふうに思つております。

○大石委員　しからば入場税がもし国税に移管されましたら、「人口にあん分して」とありますが、そこでその入場税が政府に移管されると、またく国会に陳情が多くなります。あなたも御承知の通り、平衡交付金の係をなさつておられまして、われ／＼代議士も平衡交付金及び地域給のために非常に悩まされております。ところがまたこれが国家へ移管されると、地方から続々として陳情に参ります。日本は陳情亡國だ。こういうふうなものは、地方の現状のままにしておいたらよいのになぜいふのか、私は合点が行かない。この通りまたしても陳情々々。陳情亡國です。人口割です」と呼ぶ者あり。人口割でも、その他とある。その他とあつたら、やはり陳情に來て、その他でたくさんつた方がよろしいわ。そういうようなことをしてもらうと私たちは非常に困るのです。その点奥野さん詳細に——私は詳細でないと承知せぬ。

○奥野政府委員　入場税等はまつた人口だけで按分するといふふうに立案いたしましたので、お手元にそういう法案として出してあります。

○大石委員　人口だけで按分する言うたつて、そこにまた抜け道があつて……「ないや」と呼ぶ者あり。いやありますよ。やはりある／＼。陳情に來たものにはたくさんあれをやります。

そうして代議士をたくさん使つて——われ／＼じやん／＼使われる。あなたの方へ陳情に行つた、ところがこの入場税というものはたくさんもらう、こういうような法案をつくつてもらつたらわれ／＼は困ります。これはやはり地方に現状のままに置いておくのが私はよいと思ひます。あなたの考えはどうですか。

○奥野政府委員　地方自治の立場から考えましたならば、国でとつてもらつて、国から財源の配分を受ける、それは少し親切心が行き届き過ぎる、やはり自分で徴収した方が自まかないの精神が出て行きます。独立精神を涵養するためにはいふだうかと思ひます。たゞしかしながら、他に独立財源を増額したいというふうな関係もございまして、御承知のような義務教育費国庫負担法のような経緯もございまして、やむを得ずこのような措置をとるわけでございまして、まつたくこれはやむを得ない措置だといふふうな考へておるものであります。やむを得ないといふ意味において政府としてこの案を提案申し上げているわけでありまゝ。ただ配分にあたりましては陳情が多くなり過ぎるというふうなならぬ点がある点がございまして、どうも国会で法律をおつくりいただくわけにやうにしていただければいいのではなからうか、またわれ／＼としてはそういうおそれのないやうに心がけて立案しております。

○大石委員　人口割とおつしやいますけれども、平衡交付金もそういうふうになつております。けれどもそこに抜け穴があつて、陳情がたくさんあつて、

そうしてあなたの方のところへ頭を下げに行つた者、ところは平衡交付金が多い。それと同じやうにこの入場税もなると私は思ふ。それは法律をつくつても抜け穴は何ほでもあります。だからこれもまた陳情亡國の一つの種になることが私は非常に悲しいのであります。

それから先日奥野さんが入湯税——すなわち温泉に入る者は金持の人と貧乏の人とあるけれども、税金は一般に一人入湯したら一日二十円とるんだとおつしやいました。しかしこれをもし業者が全部滞服して、間接税ですから納められなかつたときに、こういうものは一体どうであるか。その意味において私はこうしたばかな入湯税というものとはならないやうにしてほしい。あのときあなたはいらつしやいませんでしたが、こういうものを金持であるか、貧乏であるか、どういふやうにして区別するか、何人入湯したか。それをどういふやうにしてあなたの方では徴収なさいますか。幾らでも業者はごまかしをしておる。こういうごまかしの法案をおつくりになることは、国民のごまかすことを助長する意味にならぬと思つて、私はそれを非常におそれる。その意味において奥野さんに重ねて伺ひます。

○奥野政府委員　お説にありますが、入湯税は非常にいい税だから、これを積極的に推進して行きたいというほどの考へも持つていないのであります。けれども、ただそういう温泉浴場の所在地にとりましては相当な財源でございます。總体においては少いけれども、それは相当な財源でございます。これを

基礎にまた温泉浴場に対しましていろいろな施設も講じておるだらうという考へ方で、これを存置しておるわけでありまゝ。お説のやうに湯治客等に対しまして、さらに余分の負担をさせますことは、なるだけ避けた方がよろしいと思ひますけれども、温泉浴場への入湯客の全体を考へてみました場合には、多少そういう機会に損税力を見出した方がよろしい入湯客が多いのではなからうか。總体的にはそういうことが言えるのではなからうか。これは標準税率をきめておるだけでありまして、もつぱら湯治客を相手にするやうな地域の入湯税につきましては、町村自身が低い税率を定める。ある場合には奢侈的な地域におきましては、若干高い税率を定めておるというやり方もいたしておるやうでございます。入湯客が正確におからぬいじやないかというお話でございますけれども、できる限り正しく入湯客の数を申告していただきますやうに、業者の方々にお願いをしておかなければならぬ。またそういう気持を持つていただかなければ、税務行政全体が軌道に乗らないやうな税も正確でなくなる、事業税も遊興飲食税も正確でなくなるわけでありまして、やはり全体に関連した問題ではないだらうかといふやうに考へておられます。お説の点につきましてはなお將來研究してみたいと思ひます。

○大石委員　それから遊興飲食税で「宿泊及び前号の飲食以外の飲食」これはどういふことなんでしょう。この意味をちよつと教えてください。

○奥野政府委員　お説の点は百十五条

の規定の解釈であらうと思ひます。「前号の飲食以外の飲食」と申しますと、料理店とか貸席とかカンヱーとか比較的遊興的とみなされますやうな度合いの強い場所における飲食以外の飲食ということでございます。

○大石委員　そうすると宿屋にとまつても業者をあげたり、お酒を飲んだりしたとらわれるけれども、宿泊するだけだつたら課税されないと解釈してよろしいやうでございますか。どういふやうに解釈したらよろしいですか。

○奥野政府委員　その場合は百分の二十の税率ではなしに、百分の十の税率が適用される。低い方の税率が適用になる、かやうになるわけでございます。

○大石委員　宿泊だけだつたら百分の十の税率が課せられるのですか。そうですか。

○奥野政府委員　その通りであります。

○大石委員　そうしたら料理店、貸席、カンヱー、バーそれからその他というたらどういふものですか。ダンスホールもあるしキャバレーもあるし、その他というたらどういふものですか。

○奥野政府委員　お示しになりましたやうなキャバレーなどが一番適例だらうと思ひます。

○大石委員　そうするとバーとキャバレーはどういふやうに違うのですか。奥野さんあなたはよく知つておられるでしょう。(笑)

○奥野政府委員　これは別に法律的な定義がございせん、いろいろ／＼な名前を使つておりますが、ただこれらに類する場所といふのは、大体女をばらせて飲食をするというふうなこ

あるか遊興でないかという議論になるのかと思ひますが、売春自体に課税しておるのではないのであつて、遊興の料金を課税標準にしておるのだ、こういう形になるのだらうと思ひます。どうすべきであるかという議論は別にいたしまして、地方税法のこの規定が課税の根拠になつてゐるのじやないだらうかというふうに思つておられます。

○大石委員 私はいつも言つたのです、人頭割で税金をとつておる、また遊興飲食税もそうしてとつておられます。そういうようなことは、今まさに売春禁止法が出されようとしておるときに相矛盾すると思ひます。この税金のために、青森、福島その他貧農の子供が身売りして来ておるところがたゞさんあります。ところがこの税金を彼らが負担してゐる。彼らをかかえておる者がこの遊興飲食税を払つておるのではない。結局はそのおなごが払つておる。客からとつたらいじやないかといつても、客からとつてゐるのではない。客が、その婦人が支払つてゐるのではありません。せんたつて私は吉原を見て痛切に感じた一人です。それでもここで遊興飲食税をおとりにするといふのであれば、あなた方は婦人の権利を踏みにじつていらつしやる。これをどういふふうにお考えになつていらつしやるか、鈴木さんから御意見を聞きたい。

○鈴木(俊)政府委員 だん／＼と公娼禁止の問題に關連をせられて御質問でございますが、先ほど来税務部長からお答へ申し上げておりますように、売春行為をそれ自体を課税の対象としてゐるというのではなくして、やはり遊興と申しますか、そういう者のサーブスを受ける、そういう遊興を課税の対

象といたす、従つてそれが課税標準となつて税がかかつて来る、こういう考へ方でありまして、これが公娼といひますか、娼妓の制度を公認してゐるというふうな考へ方ではないのであります。

○門司委員 關連して、今の答弁はそれでいいと思ひますが、實際は今大石さんの言つてゐる通りだと思ひます。だから、税法で定めた遊興飲食をした者に課税されて、それが納めてゐるならけつこうだが、そうでなくして、かかえてゐるというか、あるいは使用してゐるというか、それらの人たちが結局刺し女に税金を負担させてゐるというのが實際だが、そういう實際については、もう少し突き進んだ答弁が必要じやないかと私は思ひます。公娼制度を認めておらないというなら、それらの諸君にそういう税金が転嫁されるような制度にして、この際はぜひ強い力で強制してもらわねと困る。今のようないふことで、ただ税金をそういう者にかけてゐないからとつてゐるはずはないという通り一べんの答弁であつたが、實際はそうでないから大石さんの質問が出て来ると思ひます。これはどういふ処置をとられるか、その点をはつきりしておいてもらひたい。

○鈴木(俊)政府委員 この税法上の問題といひますか、徴税の問題と、娼妓の境遇と申しますか、実情につきましまして、ただいま門司委員よりまた大石委員の御指摘になりましたやうな非常に氣の毒な境遇であらうと思ひます。これは、税法としてゐる、ただその実態をそのまま受けて書いてゐるだけでありまして、かりに売春禁止とか、公娼といふか、私娼といひますか、と

にかくそういう娼妓制度を全部やめるというこゝになつて、社会の實際においてそういうものがなくなれば、これは自然適用されるものがなくなる、こゝういふことでありまして、要するに税法自体がそういうものを認めてゐるか、認めてゐないかといふことにはならぬと思ひます。こゝういふことを申しましては、今の實際についてのお話に対する答へにあるいはならぬかと思ひますが、これは社会問題として解決するはかない、これを税制の上において解決するといふことは困難であらうと思ひます。

○門司委員 そんなことではだめだ。これは鈴木さん考へてもらひたいのだが、税金は単に書いただけ税金じやありませんで、徴税して、収納されまうが税金のすべだと思ひます。そこで、一応書類には別に女の子に税金をかけるようになつてゐないことは私も知つてゐる。しかし實際は女の子に転嫁されてゐるのだといふことになつて参りますと、納税義務者が自分のところから当然徴収して出さなければならぬものを、むろん客からも徴収せず、自分も負担しないでおいて、納税義務者にあらざる女にかけて来るといふことは、納税義務者の詐欺行為になると思ひます。これをあなた方認めてゐるかどうかといふことなんです。それをおなごの答弁でもいひが、認めておらなさいとするならば、そこに何らかの処置が講ぜられなければならぬと思ひます。

○奥野政府委員 お話になつております件、われ／＼も確かに問題だと思つております。これをどう解決するかといふことにつきまして、ただいまのと

ころ成案はございせん。しかしながらお話をよく考へまして、いい方法を研究して行きたいと思ひます。と申しますのは、おつしやいますやうな売春行為を主体にしてやつてゐるところがございします。そういう場合には、一休場所の所有者が経営者であるかといふと、経営者は、われ／＼は何も關係してゐないのだ、女がやつてゐるのだ、こゝういふやうな態度をとるやうであります。結局女が客を呼びました員数に應じ、あるいはまた受取りました金額に應じまして、四割とか六割とかいふものを、主人といひましようか、あるいは場所の提供者といひましようか、そういう者に納めてゐるやうであります。従ひまして、その辺がむずかしいわけで、料理店の実体的な経営者といひますか、あるいは所有者といひますか、そういう者は、徴税の面になつて参りますと、自分は何も關係はないのだといふふうに進めるやうであります。しかもその結果はおつしやいまして、たゞに、女に対して徴収の義務を負わしてゐるもので、徴収をしなければならぬ。その負担が實際的にかかつて来る。また場所の提供者に対して相当多額の金を支払わなければならぬ。今二重に苦しめられてゐる實際を私たちが若干聞いております。徴税をやむを得ずそういう措置をとつてゐるやうでありますけれども、これは一休の問題であらうと思ひます。またそういう實際をそのまゝおつしやうとすること自身が非常に問題だと思ひます。ありまして、その結果大石さんが売春行為に課税してけしからぬとおつしやるやうであります。この売春行為の問題だけではなく、飲み食いも行われてゐるや

うでありまして、その辺すつきりした形に持つて行かなければならぬ。むづかしい問題を包蔵しておるやうでありまして、私たちが今後積極的にいふの意見を聞きながら、いい方法を見出して行きたいと思ひます。

○大石委員 さつき鈴木さんが性行為、公娼、こゝういふ言葉をお使いになりました。あなたの頭には、日本にはやはりそういう公娼制度があるといふことを考へていらつしやる。いゝゆる旧体制依然たる頭であると思ひます。そこで四分六分の方とはとつております。主人が六分、女が四分であります。そして結局はこの遊興飲食税はだれがかけておるか、私たちが調べたのでは、みな婦人がかけておられます。そしていくらかせいでかきまゐりしては五万、六万、多いのになると五十万の借金を負つて、銘仙の着物一枚買つても、一万円のもの、三万円と帳面につけておられる。それでも泣きながら彼女らはおります。そして税金もその棲主は払つておらず彼女らが払つておる。少くとも婦人が参政権をもつて、この衆議院には婦人の代議士が九人もおります。それにもかかわらず、いまだおこつた遊興飲食税が彼女らにかけられておる。それをわれわれは同性の立場から黙つておられるでしやうか、あなたどういふふうにお考えですか。あなたは先ほど公娼とおつしやつた。いつの世になつても、この性を売買する者はなくならない。私も先ほどヨーロッパに行きまして、このセックスの問題についてよく研究して参りましたが、それは男対女で關係して、そして一つも仲介者がなく、だれも搾取しない。日本の例だけですが、全

世界に日本の国だけ婦人が男の人、しかも棲主に搾取されている。しかもその上に遊興飲食税の名をかりて国家が彼女らを搾取している。こういうような税金を置いて、そうして婦人が男女同権と言われるでしょうか、どうですか、この点を私ははつきり聞きたい。

○鈴木(後)政府委員 根本の考え方につきましては、私も大石さんの考え方とまったく同じであります。ただ現在の情勢が——情勢と申しますのは、実際の地方の財政の上でかようなものになるまで財源を期待しなければならぬ、そういう情勢から現行法においても、こういうような制度があると思うのであります。将来かようなものまで税を求める必要がないような事態になりますことが、一番いいことだと思っております。根本の公娼の問題等につきましては、先ほど私がいかにもそういうものを国家の制度として公認をしておるかのごとき発言をいたしたといたしますならば、その点は私は取消しておきます。

○門司委員 鈴木君はそんな答弁をしたら困るよ。まさき公娼を認めているような答弁をしている。そんなものに税金をかける必要はないと思う。要するに今問題になつておりますのは、女のいわゆる性行為というものの自体が遊興であるか、飲食であるかということが一つの問題だと思ふ。これが一体遊興の中に認められておるかどうかが、今日の遊興飲食税の中には私はそれは認められていないと思う。あなたはそれを認められているのですか。売春行為は、今禁止法というはつきりした法律がなくても、一応禁止せられておることに間違いはない、許された一

つのものじゃない。しかるに今の答弁を聞いておると、そういうものにかけておるというところが裏から考えられるのです。だからそういう税金をかけていないところの一つの行為に対して、いかにもそれが税金を負担せられておるところに矛盾があるのであつて、私は自治庁のとるべき態度としては、遊興に対して、あるいは飲食に対しては、遊興といふのは、公の場所の法の許した範囲における遊興であつて、私は婦人の性行為を遊興と考えていないと思ふのです。従つてそういうものに対してはそういう税金をかけてはならぬ。

たとえばカフェーであるかあるいはどういふところであるか知らぬが、そういうところでは遊んだにいたしまして、そこには必ず飲食が伴う。その遊興といふものについては税金をかけても私はいいと思う。これははつきりからいへば禁止せられておる行為でありますから、婦人がかつてに自由に行う自分の行為だということになれば、これは法律で禁止するわけに参りません。ただそこに代償を得てやつておるといふことが一つの問題になつておるのである。代償を得ておるといふことについて、もし今日の遊興飲食税がかかつておるとすれば、それは問題だと思ふ。われわれの解釈においてはそういう行為に対して遊興飲食税をかけていないはずである。少くとも公に認められた遊興の範囲内においてのみ遊興飲食税はかけるべきものであつて、公に認められていない売春行為に対して税金をかけておるといふことになれば、これは一つの問題です。一体政府の遊興飲

食税の解釈というものにそれは入つておるか、売春行為というものが一つの遊興であるというのか、その点をひとつはつきりしておいてもらいたい。

○鈴木(後)政府委員 今私が申し上げましたことを、何か制度上の問題として認めておる、こういうふうにおとりになつたようでございますが、そういう意味で私は申したのでないのであつて、こういうふうないろいろ問題を起しますような遊興に対してまで税金を求めなければならぬ、しかも相当高率な税金を求めなければならぬといふことに問題がある、こういう意味で申し上げたわけであつて、一般の飲食税と申しますか、そういうようなものについてこれをすべて否定をするといふ意味で申したのでないのではありません。

それからこの遊興の中にどういふ性行為が入るか入らないかという問題であります。これは先ほども申し上げましたように、遊興といふことは結局さういふ婦人のサービスを受ける、その際は酒なりその他のいろいろのサービスがあるわけでございますから、そういうような総体を遊興といふものと思ふわけでありませう。これは今日の建前として、実際の料金として出て参りますもの、その辺の区分が先ほど来いろいろお話がございましたように、特別徴収義務者というようになつておるに、当該の婦人がなつておるような場合が相当あるようでございます。従つてさういふような際の場合の問題になると思ふのであります。これはやはり実際の慣例が、こういう徴収の際におきましては実際の徴収の基準になつておるものと思ふのであります。

○門司委員 どうもおかしいのです。それは遊興の場合のサービスといふものの範囲に私は性行為が入るとは考えない。もしこれがサービスであつたならば、これは問題です。これは自由なる意思における相対の合意であつたら、これはどうか知らない。少くとも法律で遊興飲食税をきめようとするときに、性行為は一つのサービスとみなすなどというばかげたことは、われわれにはどう考えても考えるわけには参りません。この遊興飲食税の中におけるサービスといふのは、いわゆる芸者その他は当然サービスする機関でありますからこれは認めてあるが、しかしその行為の中には私は性行為といふものは入つていないと思ふ。性行為といふものは、少くとも今日の法律の範囲で認めようと思ふれば、やはり合意の上の性行為でなければならぬ。それを逸脱したものはこれは認めてはならぬといふことになる。認めないものに税金がかかつておるといふことは、私は非常に大きな誤りであると思ふ。従つて、それから来る経営状態といふものは、四分六分であるといふおかしい問題が出て来るが、私はそれがはつきりして来れば、四分六分という問題は出て来ないと思ふ。それは下宿代なら下宿代として一箇月幾ら、一日幾らという間代をとればいいということになる。もし婦人が料理その他を自分のところを出せばこれは遊興飲食税を課税するといふことも私は認めるのです。が、しかし今対象になつておる婦人の場合は、自分の力でさういふ飲食物を提供する力はないと思ふ。飲食物を提供する人はほかにあつて、そうしてそれに付随したさういふ一つの行為

が含まれたものの代金として取上げられて、その中で本人が四割もらうか棲主が六割とるかそれはわかりませんが、そこで按分されて来ている。私はさういふ不合理な経営状態といふものがさういふ結果を生んでいると思ふ。従つて、遊興飲食税は明確にする必要がある。する必要があるとすれば、それはやはりさういふ業態に対して、いわゆる遊興といふものはこまめで、飲食といふのはこれまでもだといふ範囲を明確に知らせるべきだと思ふ。たとえばもし二千円なら二千円といふ金をそこにおいて払つたとしても、そのときの遊興あるいは飲食に値する代価がどれだけであつたかといふことである。私はそれが一つの問題だと思ふ。それに課税するならばそれはけつこうだと思ひますが、それ以上の性行為があつたとしても、これはサービス機関であるから、それに税金をかけるというところを政府が認めるということになれば、これは現実その行為を認めていることになる。だから、その辺の見解はどういうことになりますか。

○奥野政府委員 御説につきましてはなおよく研究しなければならぬ問題があるものであります。ただ、現在のところでもとかく御説明させていただきますと、百十五条の第二号で、「料理店、貸席、カフェー、バーその他当該道府県の条例で定めるこれらに類する場所における遊興又は飲食の料金」結局この中に入るか入らないかという問題になるのだらうと思ひます。ここに書いてありますような場所といふものは、単なる下宿を想定しているのではないのであつて、料理店、貸席、カ

が含まれたものの代金として取上げられて、その中で本人が四割もらうか棲主が六割とるかそれはわかりませんが、そこで按分されて来ている。私はさういふ不合理な経営状態といふものがさういふ結果を生んでいると思ふ。従つて、遊興飲食税は明確にする必要がある。する必要があるとすれば、それはやはりさういふ業態に対して、いわゆる遊興といふものはこまめで、飲食といふのはこれまでもだといふ範囲を明確に知らせるべきだと思ふ。たとえばもし二千円なら二千円といふ金をそこにおいて払つたとしても、そのときの遊興あるいは飲食に値する代価がどれだけであつたかといふことである。私はそれが一つの問題だと思ふ。それに課税するならばそれはけつこうだと思ひますが、それ以上の性行為があつたとしても、これはサービス機関であるから、それに税金をかけるというところを政府が認めるということになれば、これは現実その行為を認めていることになる。だから、その辺の見解はどういうことになりますか。

○奥野政府委員 御説につきましてはなおよく研究しなければならぬ問題があるものであります。ただ、現在のところでもとかく御説明させていただきますと、百十五条の第二号で、「料理店、貸席、カフェー、バーその他当該道府県の条例で定めるこれらに類する場所における遊興又は飲食の料金」結局この中に入るか入らないかという問題になるのだらうと思ひます。ここに書いてありますような場所といふものは、単なる下宿を想定しているのではないのであつて、料理店、貸席、カ

が含まれたものの代金として取上げられて、その中で本人が四割もらうか棲主が六割とるかそれはわかりませんが、そこで按分されて来ている。私はさういふ不合理な経営状態といふものがさういふ結果を生んでいると思ふ。従つて、遊興飲食税は明確にする必要がある。する必要があるとすれば、それはやはりさういふ業態に対して、いわゆる遊興といふものはこまめで、飲食といふのはこれまでもだといふ範囲を明確に知らせるべきだと思ふ。たとえばもし二千円なら二千円といふ金をそこにおいて払つたとしても、そのときの遊興あるいは飲食に値する代価がどれだけであつたかといふことである。私はそれが一つの問題だと思ふ。それに課税するならばそれはけつこうだと思ひますが、それ以上の性行為があつたとしても、これはサービス機関であるから、それに税金をかけるというところを政府が認めるということになれば、これは現実その行為を認めていることになる。だから、その辺の見解はどういうことになりますか。

エー、バーというふうに、大体飲食物を提供する場所だろうと考えております。こういう場所における遊興、その遊興とはどの範囲か、これは非常にむずかしい問題でございまして、でございまして、税法の百十三条の第二項でございまして、料金を課税標準とするのが、その料金は「何らの名義をもつてするを問はず、」という考え方をとっているわけでありまして、こういう段階における一つの問題は、大石さん、先ほど御指摘になりましたように、だれが特別徴収義務者にするかということが問題になって来ると思っています。この点につきましてわれ／＼は今後なおもう少しよく実態を研究してみたいと思っております。

もう一つは、第二号に類する場所ではないんだ、そういう場所でないところであつた、性行為だけが行われていて、それが課税の対象にされていいのであろうかどうであらうか、それは私たちは課税の対象にならないのじやないだろうかというふうに思つております。この辺の実態もよく考えて行かなければならぬのでありまして、この二つに問題があるのじやないかと思ひます。われ／＼は研究不足でありますので、なおよく鳩の町等についても勉強したいと思ひます。

○北山委員 私はひとつ資料をお願いしたいと思つております。今度のこの税法の結果、地方税の増徴される分というのは、固定資産税であるとか自動車税であるとか、そういうふうな物件税が非常に多いわけなんです。そこで固定資産税については減税をして、今までは百分の一・六の標準を一・五にしたと、こういうふうになつておりました。

すが、その課税標準になる不動産等の価格、それがこの参考資料の中にあるわけでありまして、これの耕地や宅地その他の固定資産の推計単価を見ますと、昨年と比べて非常に高く見ておるのじやないか。たとえば田につきましては昨年は二万二千六百七十二円であつたものが、こゝしは二万八千九百十三円と見ておる。畑については昨年は八千七百十三円がこゝしは一万百二十四円というふうな、二割ないし三割程度この基準単価を上げて考へておる。そういう結果、税率の方は下げて九千何億かの固定資産税の増収になるよ、うな計算になつておるわけなんです。今申し上げたような耕地、宅地その他の個々の推計単価、それから家屋等の推計単価、そういうものがどうしてこういう数字が出て来たか、その基礎資料をひとつ資料としてお出し願ひたい。非常にこれは重要な点でありますので、どうぞできるだけこまかく願ひたい。

○中井委員長 ただいまの資料の御要求に對しては、でございますか。

○奥野政府委員 提出いたします。

○大石委員 そうしたら奥野さんに尋ねますが、私たちは業者が税金をとつたというのを聞きます。これは明らかに売渡行為のじやありませんか。なぜこれに對して課税なさらないのですか。旦那が何人もある、中川へも入つていける業者だつたら、これに遊興飲食税をかけたらい。それなのに、赤線区域でいつまでおつたつて借金ばかりになる。それで逃げると警察は彼らを詐欺としてつかまえる。これは矛盾しているじやありませんか。これはどういふようにあつた、お考えになりますか。

○奥野政府委員 お話にありますような貸席遊興といふんですか、そこで支払われまふ料金は課税されて参ります。妾宅における問題については遊興飲食税の対象になつていないわけでありまして、先ほど来問題になつておる点は、先ほど申し上げましたような線に沿ひましてよく研究して、すみやかに具体的な解決方針を示したいと思ひます。

○大石委員 売春禁止法が今まにわれわれの手によつて出されんとしておりますが、具体的にそれを示したいとは、何日くらいまでにその具体的なことを御指示くださいますか。

○奥野政府委員 近く県の税務課長の会合もございまして、その際によく意見を聞きまして、できれば今月中にでもその方針を検討して出すようにしたいと思つております。

○大石委員 私は自分の郷里のことを引例しますけれども、郷里の貸席の人はもうそういう遊興飲食税はよう払わぬ、婦人からもらつてくれという。そうすると府庁の方では婦人を対象とせねばならぬ。そうすると私たちと同じ個性がその税金を払わねばならぬ。結局その様子はうまく言うて逃げる。これが現在の遊興飲食税の課税の方法なんです。あまりにもこれはかわいふのである。ゆゑは私はこれを強調するのである。さつそく全国のその方の課税さんをお呼びくださいまして、この点について御研究をくださいたいと思ひますが、よろしくうございませう。

○奥野政府委員 いろ／＼お教えをいただきますので、そういう方にはからつて行きたいと思ひます。

○大石委員 それから奥野さんに聞きますが、事業税の非課税の範囲に現行法では教科書の供給事業が入つていたのではありませんか、これが今回の国会で修正されております。これは何ゆゑに教科書販売業者の非課税を課税なさることになつたのでございませうか、これを聞かしていただきたい。

○奥野政府委員 大臣の説明にもありましたように、今回の改正にあたりましては、原則として非課税規定を整理したい、こういうような方針のもとに立案をいたしましたわけでありまして、その結果今お話しになりましたようなものも課税をするという建前をつたわけでありまして、ただ明治時代からずっと新聞紙法による出版業に對しましては、営業税あるいは事業税を課しておりませんので、その関係のものだけはお非課税ということにいたしてあります。従いまして教科書の出版に對しましては課税はいたしません。ただ教科書の売買は、他の雑誌その他の学術書等と同じように課税はいたします。書籍の売買のうちで、一体教科書が幾らあつたのじやないか、これはなか／＼わからぬことじやないだろうか。また売買がありまふ場合には、もとより損失がありまふ場合には課税をしないのであります。純益がありまふ場合には、この純益を課税標準にするわけでありまして、一般の売買であるにかかわらず、なぜ教科書だけは非課税になければならぬのじやないか。そうしますと、もつと非課税の規定をふやさないでよろうか、そういう意味ではやむを得ず非課税規定を整理して税制をすつき

りしたものにした、そういう考へ方から今回から課税するようになつた、かように考へたわけでありまして、○大石(三)委員 公共性のあるラジオ、新聞は非課税になつております。それと同じように教科書の販売業者というたら零細なものです。これに對して課税するといふたら私はあまりひどいと思つております。もつと考へたら課税しておるものが幾らでもあるのです。出版業者はたくさんもつております。それにこの教科書を販売するやうな零細な業者からかういふものをとるということはどうかと思つて。これはあなたはどういふふうにお考えになつておられますか。

○奥野政府委員 先ほど申し上げましたように、教科書を製作、販売する段階には課税いたしません。ただ売買だけを業にしてゐる、こういうものにつきます。それは、一体販売してゐる中で、たとえば野菜は課税してはいけなないのだ、あるいは菓子も課税してはよろしいのだ、こういうふうな線になると非常に不都合なものであります。零細な業者でありますれば、自然純益も少いのじやないだろうか、純益が上つた場合にだけその純益を課税標準にするわけでありまふから、そのところはひとつ府県の経費を分担していただければいいのであろうか、かように考へてゐるわけでありまふ。

○中井委員長 大石さんどうでしょ。本法案に對する質疑はこれをもつて終りにするのではありませぬ。あなただの御質問は税目別に入つてから最も適当な御質問だと思ひますから、そのときに譲られたいかがございませう。それは少し時間が遅れま

したけれども、皆さんの御勉強をお願いいたします。中井君。

○中井(徳)委員 きょうは一般的なことに對しての質疑だということでございます。

○中井委員長 どうぞその点誤解のないように願ひたいと思います。税目別の質疑はこれから続けるのですから、ただいまは一般問題のみに對して進めておるわけでありませう。

○中井(徳)委員 私は二、三長官にお尋ねをいたしたいと思うのであります。

まず第一は特別会計の問題なんでありませう。今回政府は新たに交付税及び譲与税配付金特別会計をおつくりになりました。これはどういふ理由でおつくりになったのか、私にはどうもよく納得できないのであります。これをおつくりになった基本的な理念を聞かしていただきたい、かように思うのであります。

○塚田(徳)大臣 これは、私どもが考へております。今度の制度を運営いたして参ります。場合の最も便宜な方法として、特別会計にするのが一番いいのではないかと、こういう考へ方をいたしておるわけでありませう。

○中井(徳)委員 今の御答弁では私どもわからぬのです。特別会計といふのは、御案内の通り造幣局とか印刷局とか林野局とか、たくさんあります。それはおの／＼一つの事業をしておるとか、あるいは資金を貸しつけるとかいふふうなものであります。地方財政に助成金を出すというために特別会計が必要であるならば、明治の初年から私は必要だつたと思つてあります。なぜことしに限つてそう

いふのが突如として現われたか、これをひとつお尋ねいたしたい。

○塚田(徳)大臣 特別会計の大体のものは、御指摘のように事業をしておるとか、たとえば金を貸すとかいふことになつておると思つてあります。

しかし特別会計といふものは、その他のものについて設けても別にさしつかえないと考へられます。この場合に特別会計によりましたのは、御承知のように、年度間において清算をしなければならぬものがあるわけでありませう。そこで、入つて来ましたが、一応別個の会計にしておきまして、そのし過ぎ年度の分の清算などもそこそこへ入れて、絶えず経理を明らかにして、國の分と地方の分をはつきりとわかるようにするといふ便宜な方法としてはこれが一番いい方法ではないかと、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○中井(徳)委員 どうも大臣の御答弁が突如として行つておりませう。一応國税で一般会計へ入れて、出すならまた出せばいいのでありまして、この点はどうも突如として非常にひねくれて解釈せざるを得ないのであります。それは内容をみると、そういうことが出て来るのであります。その前にこういう特別会計をおつくりになつて、ずつとこのままお続けになるつもりであるかどうか、それをちよつとお伺ひしたい。

○塚田(徳)大臣 今ほどお答へ申し上げましたように考へ方でありませう。今の交付税制度、それから譲与税制度がある限り、これは続けて行きたいと考へております。

○中井(徳)委員 まあ考へ方として

は、別に事業も何もしてなくてもこういうものを置くとはつきりとするという見方もありませう。そこでその内容に入つて私拝見したのでありませうが、非常に奇妙な立て方でありませう。非常におかしいと思つておるものであります。たとえば収入の面におきまして、ガソリン税におきましては一応全額を一般会計に計上されておる。そしてこの特別会計にはその三分の一だけを計上しておる。しかるに入場税においては、全額を特別会計の中へ計上されておる。ガソリン税と入場税とは同じ國税であります。これは今度國税になさうとしておるのです。どうして一方は三分の一上げて一方は全額上げられたか、私には納得行かない。これはいつでも入場税をまた地方税に返そう、返してもかまわぬといふそのときの用意のために特別会計をおつくりになつたのかと、私は突如としてひねくれたのですが、どうですか。

○塚田(徳)大臣 私も突如としてこういう特別会計法が出ておるかどうか承知しないのでありまして、これがもし出しておるとすれば、おそらく大蔵委員会にかかつておるのではないかと考へてあります。大体特別会計法の趣意としてはそういうものになるということ。私は私も承知しておりますが、やはり所管の大臣からお聞き願ひ方がいと考へられます。ただ私の関係いたしておる部分といたしましては、あの考へ方が、入場税をいつでもまた地方税に返してもいいという考へ方ではないかという点だけですが、それはそういう考へ方ではございませう。

○中井(徳)委員 どうも私にはわかりませう。所管大臣とおつしやいます。これははつきりしておる。地方税

あるいは地方財政計画を立てる上の基本なのであります。ですから所管大臣が大蔵大臣だといふのじやなくて、こういうまづ特別会計をおつくりになつたことについて、もう少しはつきりした御答弁をいただきたい。入場税は百九十二万円全額上げている。私今度一般会計で國税になつたかと思つて少し調べてみたら、入場税は一文も計上されておらぬ。どこにあるのかと思つたら難収入の中にある。入場税は一回ばかり難収入として政府が納めておる。これはまことにおかしい予算である。そこで私は、入場税は一年たつたらまた地方税に返すというように突如として一応全額を一般会計に上げておる。そして三分の一をここに計上しておる。それならば入場税も全額上げて、九割こへ計上すべきだと思つておる。この辺のところをもう一つひねくれて解釈しますと、理論的には入場税はあくまで一般会計の中へ入れなければならぬ。そういういたしますと、今回の政府の予算は一兆百七十億になるから、それをこまかすためにこれをやつた、まあそういうことだろうと思ひます。私の申したいのはこれからのことなのであります。いつも最後のしわ寄せのときに、ごちや／＼とやつてそのしわを地方財政の方へ持つて行つてしまへというふうな物の考へ方をせられる。これはひとつ断固として自治庁長官にがんばつて改めたいだかなければならぬ。こんな弱いことでは何ともならない。ことに知らないといふことはなかるうと思つておる。この点は、予算委員会などでやる問題かもしれませう。

○中井(徳)委員 府県民税をつくるにあたりまして、市町村民税の一部をさかさないで、むしろ所得税源をもつてつくるべきではないか、まさに一つの意見だと思ひます。またそういう主張を多年におたりまして地方財政関係者からいわれとおつたこともあるわけでありませう。にもかかわらずあえて今回そのような行き方をいたして、市町村民税から持つて来る建前をとりましたゆえには、国民負担が全体として重いものでありますから、比較的思はれたところは、なるべくがまんをしていただきたい、むしろ非常に思はれておるところはその財源を窮乏しておる団体には譲つてもらいたい。そして全体としてやりくりがつくような財源配分をしたい、こういう考へ方がかなり強く出て参つて来ているわけでありませう。そういう意味で、市町村の税源

が、地方財政に關連の部分として私は強く要望しておきたい。特別会計をおつくりになるなら、もつとつきりしたものをおつくりなさい。こういうことをひとつ要望したいのです。

それからもう一つお尋ねをいたしたいのは、府県民税ですが、府県民税につきましては、先ほどから住民税の一種であるから、市町村民税の一部をさして府県民税の方にまわした、こういうのであります。しかし全國の市町村は財源がゆたかにあるわけじやありません。できればそんなものをとられたくないのであります。むしろ政府はそれよりも、なぜ率直に所得税の附加税として府県民税をとらなかつたか、またこのことを御研究になつたことがあつたのか、ひとつお尋ねいたしたいと思ひます。

○奥野(徳)委員 府県民税をつくるにあたりまして、市町村民税の一部をさかさないで、むしろ所得税源をもつてつくるべきではないか、まさに一つの意見だと思ひます。またそういう主張を多年におたりまして地方財政関係者からいわれとおつたこともあるわけでありませう。にもかかわらずあえて今回そのような行き方をいたして、市町村民税から持つて来る建前をとりましたゆえには、国民負担が全体として重いものでありますから、比較的思はれたところは、なるべくがまんをしていただきたい、むしろ非常に思はれておるところはその財源を窮乏しておる団体には譲つてもらいたい。そして全体としてやりくりがつくような財源配分をしたい、こういう考へ方がかなり強く出て参つて来ているわけでありませう。そういう意味で、市町村の税源

成を見て来ましたが、比較的に偏在度合いの強いものが市町村民税であります。その次に償却資産に対する固定資産税であります。こういうようなところから、市町村の税源構成をそのまゝにしておいて、タバコ消費税を持つて行くよりは、むしろ市町村民税の一部をさいて府県民税を起す、反面市町村に与えますタバコ消費税の額を多くした方がよいのではないか、こういうような考え方が起つたわけでありまして、さらに言いかえてみますれば、国から税源委譲を受けた、その税源の委譲を受ける場合に、所得税の税源委譲を受けるか、タバコ消費税の税源委譲を受けるかという場合に、やはりタバコ消費税の方がいいのではないか、タバコ消費税の方が普遍的ではないか、こういうような考え方が結論をいたしましては、府県民税は市町村民税の一部を譲つていただく反面、その穴埋めは国からタバコ消費税を譲つてもらつて埋める。こういうような方法をとつたわけでありまして。

○中井(徳)委員 今の御答弁は、タバコ消費税とか、そういうことに脱線されましたが、実際は御案内の通り今の府県は何の仕事を持つておるか、こういうことでもやはり考えてもらいたいと思うのであります。市町村の手伝いをして赤字になつておるか、国の手伝いをして赤字になつておるかということなのです。今の府県はおもに国家事務をやる、市町村の世話は最近地方課というようない課に押し込められて、しかも昔のような権限もありません。仕事をしておるといひましても、地区的には同じ地区なのであります、国の事務をやつておると比べると

非常に小さいのであります。また自分の下部機関でないけれども、管内の市町村のびんをはねるといふふうな考へ方は、どうも私からいへば、理論的にいつてあくまでやはり所得税の附加税である。そうして地方交付税は、それだけ下げても私はいいと思ひます。それだけ下げればいいのであります。それと申しますのは、この間も最初は地方交付税についてはそのパーセンテージがはつきりとしなかつたのですが、きよの御答弁では二〇%、これは当分の動かしないうことなのでありますけれども、何としても平衡交付金的な附加税であります。率があつていふのであります。一応法令になります、各府県市町村において、予算が立てやすいのであります。地方交付税というふうなものよりも確実性がある、私はその意味からいつて現在のやり方が大蔵省の方針に押されてしまつて、自治体内部で細工をするというふうな形に出るのであります。その点についてもう一ぺんお伺ひいたします。

○奥野政府委員 中井さんの御質問の趣旨を取違へておつたようでございませう。府県民税の課税方式を所得税の附加税方式にしたらどうか、こういう課税方式の問題が中心だつたのじやないかと思ひます。もし所得税の附加税にいたしますと、どういふふうな徴収方法をとるか。現在国が徴収しておると同じような方法をかりにとつていたした場合に、御承知のように申告納税の形式をとつておるものもございませう、特別徴収の方法をとつておるものもございませう。特別徴収の

には給料所得だけではございませんで、原稿料のような所得もございませう。こういうふうなものをも府県の収入に帰属させるか、非常にむづかしい問題であります。もし徴収地の帰属にいたしてしまふと、東京や大阪に不当に収入が片寄つてしまふ。やはり住所別に、その人たちの所得税額を課税標準にするべきじやないかと思ひます。そういう方法をかりにとつていただきますれば、府県が独自の課税をして行かなければならぬ、府県が独自の課税をして行くということになります、また非常に徴収費を要することになつて参ります。従ひましてこの方針をとりながら、徴収費用をできる限り少くして行きたい、そういうこととから結局所得税額を課税標準にしたやうな形で、市町村間に配分をするわけでありませう。しかしそのあたりは、市町村民税の所得割額が課税標準になるわけでありませう。その最後の段階で違つておるわけでありませう、昔の府県民税でございませう、配分するのは、所得税額で配分いたしませんで、家屋の賃賃価格でありますとか、あるいは土地の賃賃価格でありますとか、いろいろのものを集めて、それによつて按分しておつたわけでありませう。これよりははるかに今回は合理的なものになつておるのではないかと、こう思ふわけでありませう。

○中井(徳)委員 今のお答で、所得税の附加税にすると非常にむづかしいといふことではあります、しかし今は市町村税は、やはり実質上は所得税を基本にしまして、国が調査した所得が基本になつて課税をいたしておるのであります。実際問題として市町村

が現にやつておることでありませう、私はそうむづかしいとは思ひませう。むしろ国の税務署においてその区わけをするという手数を考えたいだけば、府県はそれをもらへばいいといふやうな形で行けば、私はやつて行けると思ふのであります。この点は見解の相違でありませうが、私は将来はぜひ府県の性格といふものを考へていただいて、市町村の税務吏員が府県税をとるといふよりも、国の税務署の官吏がとつて分理するといふ方が、どうも簡単に摩滅なしに行けるように考へておられます。

〔委員長退席、加藤(精)委員長代理着席〕

十分この点は研究していただきたいと思ふのであります。それからもう一つ伺ひたいのです、今自転車税、荷車税といふものがございませう。これは総額三十五億のようでありませう、このうちに原動機をつけた自転車といふふうなものがあつて、そういうものを除きました昔からの自転車、荷車税だけでどれぐらになつておるか、ちよつとお聞かせいたしたいと思ひます。

○奥野政府委員 最初の点につきましては、現在市町村が市町村民税の所得割に占めて、所得税額をそのまゝ課税標準に使用しておりますのは、大体二%ぐらいであります。大多数が所得税額をそのまま使用しておりますので、やはり徴税上非常に煩瑣になるのじやないだらうか。もう一つは、やはり広く負担を分任していただくということで、国税とは違ひまして、均等割的な思想を入れてあります。こういう思想も府県民税に現在あつて考へて

いるわけでありませう。第二の原動機付自転車は、今数が非常に少いようでありまして、今手元に数字を持つておりませんが、大体全部が従来の自転車税、荷車税だと考へになつていただいていいのじやないかと思ひます。

○中井(徳)委員 この自転車、荷車について特に長官にひとつ意見を伺ひたいと思ひますのは、実は先ほど申したように、地方財政の税収入総額三千五百億、そのうちで自転車、荷車税といふものはわずかに一%であります。現在の自転車、荷車の状況を見ますと、これはもう日本人一軒家を持つておればみんな持つておる。明治の初期の自転車税、荷車税と違つておるのです。すつかり本質はかわつておる。これは中小企業にとつては荷物を運ぶ道具でございませう、サラリーマンにとつては通勤用のものであり、農民にとつてはいろいろな種を運んだりするの道具であります。いわゆる昔の天びん棒に相当すると思ひます。昔から天びん棒に課税をする體になつておるものは、一番悪い體になつておる。ただ昔からあるからというので、また地方財政が困難であるからといつて、三億といふ二億といふ、これは残して行く。これはこの場のやりとりと答弁としてはそれでいいだらうと思ひますが、政治家としてもう少し大局から見て、自転車税、荷車税のごときは、もう廃止する時期にあると私は判断してゐるのですが、率直に大臣の見解を承りたい。

○塚田國務大臣 これは私も率直に申し上げますが、もうこれは廃止の線にすれ／＼のものじやないか、こういう

ぐあいに考えておるのであります。今後考へるとすれば、そういう考へ方で検討したいと思ふのであります。が、現在の段階では、まだいろいろ申し上げましたような事情でもつて、なお存続しておるといふだけのことであつて、今後十分御意見を体して検討したいと思ひます。

○中井(徳)委員 私どもは実はことしからでもやめてしまひたいと思ひます。これは今後の問題であります。政府におかれても、最も近い機会にこの問題は真剣にぜひ考へておいていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、これは新聞に出ておつたことですが、最初入場税、遊興飲食税が全部国税になる、そのときに遊興飲食税を国税にすると、税率を下げてよいといふふうなことを大蔵当局が言つておる。ところが今還元のままになりましたが、一向税率は下つておらぬ。この点はどうかでありますか。

○塚田国務大臣 遊興飲食税につきましても、もう少し率を下げるという場合におきましては、御指摘のような考へ方が私どももあるわけでありまして、大体今日の遊興飲食税につきましても、常識化された考へとして、どうも正確にとられていない、こういうことであるやうであります。また実情も、やはりその言葉、そのうわさを全面的に否定するようには行つておらぬと私ども考へておるのであります。従つて私は税法通りなかく徴収しにくいこの税法そのものに、問題点があると思ふのであります。そういう状態でありまして、またそのように正確にとれないといふこと自体が、非常に税率が高

いという面もあるやうでありますから、これはむしろ税率を下げて徴収率を上げて、正確に捕捉して、税総収入額が減らないやうにするといふこと

で、税率を下げるという方向に持つて行つた方がいいのじやないかという考へ方を絶えず持つております。そういう考へ方で検討いたしておるわけでありまして、今まで通り地方税になつたといふことで、今度の場合にはそこまでは行かなかつたわけでありま

す。○加藤(精)委員長代理 中井委員に御相談いたしますが、先ほど大石委員からの質問も、自治庁当局にお尋ねになつた方がよいやうな問題が多いので、大蔵当局の、国税に移管するならば下げるということに關してでし

ょう。○中井(徳)委員 大蔵省は、自分の方でやると税率を下げて幾らでもやつてみせるが、府県に行つたらできないといふのは、私はおとなしく聞いておりますが、はつきり言えば、自治庁の政治力の不足なんですよ。税率を積極的に下げて、どん／＼やかましく言えばいい。そんなことさえてできないのはどういふことだといふことを尋ねてゐるのだ。何も關係ないことはないですよ。こういう問題はこゝしはそこまで行かないなんて言わずに、私どもは大いに修正するつもりであります。これは委員会においても、もう少し研究しなければいかぬと思ふのです。どうしてもやはり私は自治庁の行政上の指導力の欠如だ、こう思ふざるを得ないのであります。そこでお尋ねをするわけですが、二十九年度から下げる意

思があるか、もう一度伺つておきます。

○塚田国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、考へ方としてはそういう考へ方は確かにあり得ると思ふのであります。が、私ども理想としては、そういうぐあいにしたいと絶えず努力して行かなければならないと思ひますけれども、急速にはなかつたといふまで行きかねるという考へ方をいたしております。従つて本年度中にこれを下げるという考へ方は、今のところ持つておりません。

○中井(徳)委員 これでは最後にいたしますが、今の問題などは今後大いに委員会において研究をしたいと思ひます。私は財政計画を変更する必要があると思ふ。率をどん／＼下げてがんばつて行くといふことでやりたいと思ひ思つております。

○加藤(精)委員長代理 床次君。

○床次委員 すでに各委員から御質問があつたと思うのですが、残つておつたものについてあらためて御質問申し上げますかと思ひます。今日いろいろ質疑があつたのであります。地方税制といふものは結局地方財政計画によつて縛られる。しかも地方財政計画といふものは、予算審議においてすでに縛られておるといふ結果であります。こ

ういふ審議の行き方が、地方自治の基礎となつておりますところの地方財政の基本である税制を定めるのに、適当なものかどうか。どうも今の形ではきつめて漠然としたもので、国の予算といふ形において密着がすでにきまつしまつてゐる。その中において地方税の各部門の振りわけをしておるといふのが今の実情ではないか。われ／＼い

かに審議いたしましたとしても、十分余裕のある財源と申しますか、適正な財源は、制限された範囲内で議論しておるだけであつて、実はきつめて遺憾なことだと思つておりますが、いつまでもこ

ういふ形式の地方財政制度、地方税制を大蔵省は予想しておられるかどうか、この機会に承わりたい。

○塚田国務大臣 その点は私も同じ考へ方でありまして。ただし、地方が国の制約を財源の上で受けるということとは、なくて済めばいいに越したことはないのではありません。現在あまり／＼な制度の上で、たとえば交付税の場合でありますれば調整をするという機能、また個々の補助金でありますならばそれ／＼の目的を持つて存在をしておるわけでありまして。それを全部独自の財源に切りかえるといふことになれば、国の予算との關係を断ち切ることはできるものでありますけれども、そういうやうな事情であります

ので、この考へ方で行く限りは、やはり今までの行き方といふものは踏襲せざるを得ないのではないか。と申しま

すことは、やはりこの行き方で行つて、ある程度は地方財政の間の相互の調整もするといふ機能を果せるといふことではないと、別の面の要請において欠けるところが出て来るのではないかと考へますので、私としては今の考へ方で相当の間はやつてみて、なおその上でどうしてもいかぬ、また適当な方法が見つかれば、それで考へるといふやうにしたいと思ひます。

○床次委員 大臣の御答弁がありましたが、その前提となりまして問題といたしまして大事なことは、地方財政とい

うものは、地方自治団体としての程度の仕事をやるべきかといふことが大きな問題になつておると思ふ。今回政府が提案せられた地方財政のわけはきつめて小さい。このわくを見ておられたといふことに對しましては、今日までたび／＼議論があつたところで

尽きておる。すでに経済白書も出しておられまして、地方財政に非常に無理があるといふことが言われておりますが、その原因をつくつておられますのは、何と申しまして地方財政のわくで、予算の審議の際、われ／＼は十分審議しておるひまがなかつた。むしろ自治

庁が大蔵省と予算折衝をせられて、その結局がそこに見られておつたといふ形になつておるやうであります。この点に對しましては私はまだ私どもは遺憾に思ひます。自治庁の考へといふものを、第一の予算の折衝におきまして十分に反映する方法をとるべきではないか、国会といたしまして、むしろ予算審議の際におきまして、地方財政も考慮するような審議方針をとるべきでありましよう。これは国会自体も責任があるわけでありまして、今のやうな苦しい状態においては、むしろその前提として、自治庁が大蔵省に對して十分な予算的措置を講ずるだけの努力をしなければいけない。今日自治庁におきましてそれができないといふことは、いろいろ機構の關係もあるやうかと思ひますが、結局はやはり自治庁の責任に帰するのじやないか、私はかやうに考へております。

〔加藤(精)委員長代理退席、委員長上座〕

今のような制度を続けます間は、地方財政といふものは中央に從属する。

さらに税制においては、より従属的な立場において組むわけでありまして、国民としては非常に迷惑な現象を呈している。なおこの問題につきましては、提案になつております平衡交付金制度におきましても同じことが言えると思ひます。平衡交付金の額がすでにきまつておるその範囲内におきまして、残された地方財源の問題を論ずる場合におきましても、常に私どもきわめてあき足らないことを感じておるのであります。この点将来におきましては、やはり地方財政の自主性という立場におきまして、中央依存ということから若干解放すべきでないか、調整を受ける分はもちろんあつてよろしいのであります。二割とか三割とかいふ分は余裕があつてしかるべきだと思ひます。すでにこれはたび／＼繰返されておる議論であります。あまりに地方財政が苦しいので、この点に關しまして、将来も現在のような状態であつてはいけないということを私強く感じておるので、大臣に重ねてお尋ねするのであります。

○塚田国務大臣 その点になりますと、私どもも若干御意見には疑念を持たざるを得ないのであります。もちろん今年の地方財政計画の総額をきめます場合には、最終的の決定になります。相対的に開大蔵省といふいろいろな面で折衝したものであります。そうして今まで地方財政に当然見るべくして見ておらないといふようなものがあつて、それに何がしかの是正をいたしたことも御承知の通りであります。ただし、今年の予算を見てもおわかりのように、非常に緊縮財政をやつて行くといふような場合にお

きまして、地方財政だけが、ぎり／＼に考えた線の上において、何がしかのゆとりを見ておくといふような考え方をとるわけにも行かないのじやないか、やはり地方財政としては、りくつの上で考えられる不足分はできるだけ是正をするにいたしまして、その線ではやはり国と歩調を合せて最大限の緊縮をして行くといふような考え方で行くのでなければ、いかぬのじやないかといふような感じを持つております。しかしそれは申しまして、最終的の決定をしまして、その後のい／＼／＼な過程におきまして、もうすでにきまつた総額のわくの中で、い／＼／＼地方の負担の増加になるような措置が行われておつて、私どももこれは非常にまづいといふことを絶えず痛感をして、従つてそういう問題が閣議で問題になる段階におきましては、しば／＼地方財政の困難であるといふことを強く主張して反対をいたしたのであります。が、全体的の動きとしてやむを得ないといふことで、ある程度のもんだいという場合もあり得るわけでありまして、そういう面におきまして、確かに御指摘のように、今の地方財政の考え方、組み方自体に今後検討しなければならぬ面も残つておる、こういうふうには考えます。すけれども、全体としては、今年の地方財政計画の考え方、きつて、ぜひひとつ地方も協力してやつていただきたて、こういう考え方を持つておるわけでありまして。

○床次委員 中央の緊縮方針に対して地方も緊縮方針をとることは当然であります。が、地方財政の緊縮に對しまして、中央といたしましては從來どれたけの措置をして來られたか、予算におきまして非常に小さな地方財政計画のわくをつくつて、これをあてがひ扶持にしておくといふ程度で済むかどうか。平素の地方自治体の経費の支出の面につきましては、まだ／＼指導と申しますか、これに對して十分政府の意向を伝える余地があるのではないかと申すのであります。この点に關しまして、いかように考えておられるか。地方といたしましては、中央の方針をきくことながら、若干自主性といふものを狭い範囲内においてやはり持つべきである。國の方針によつて、節約を行ふべきは當然であります。しかし節約を行ひながら、残された範囲内において自主性を持つことがいふのであります。が、今日の場合は、節約すること、全部自主性を失つて、中央のわくにひつくるめられて、影響を受けておるといふふうに感じられるのであります。この点、特に地方の歳出の節約といふことに對してどういふふうに考えておるか。節約の余地があるかどうかといふことについても議論はありますが、長くなりましてから省略いたします。この節約といふことに対する大臣の考え方をこの機会にひとつ御答弁いただきたいと思います。

○塚田国務大臣 中央が地方財政を考へる場合には、總体のわくとして考へるだけでありまして、個々の地方自治体の財政計画といふもの自体に對しては、予算を組む場合に別に干渉いたしておるわけはないわけでありまして、ただ節約といふ問題をどういふぐあいに考へておるかといふことであります。私は、先般も、先ほど申し上げたのでありますけれども、今地方は赤字だ／＼と言ひながら、実は必ずしも全部の地方自治団体が赤字ではない。また赤字であつても、同じような率において赤字ではないのであります。率において赤字でない、もう少し検討して、個々の団体の間に、もう少し検討して、個々の団体がやはり相当であると思つておるのではありません。そこで私どもの立場といたしましては、絶えず個々の団体について、ことに赤字を非常に多く出しておる団体につきましては適当な調査をいたしまして、欠陥のあると認められる部分は指摘をしており、そういうところを直してもらふといふようにして、なお財政を合理的にし、緊縮をするという方向に指導して參つておるわけでありまして。

○床次委員 地方で、節約する余地があるにかかわらずしておらないものがある。なるほどそういうものもあるかと思ひますが、こういうものに対して、中央は今までのその指導の責任と申しますか、それを十分果してないといふことを感ずるものであります。議会の経費とか、あるいはよく世間で陳情に對するむだな濫費があるといふようなことを言われておりますが、これに對しましては、中央でむしろその原因をつくつておつたんじゃないかと、よりこの点に關しましては、なか／＼むずかしいことではあります。が、しかし中央がほんとうに歳出の節約、冗費節約といふことを考へますならば、もつともつと地方に對して強く要望するなり、する手段があつたと思つておるにやうです。むしろ、今日私どもも地方財政計画を見ますと、一応中央並の節約を見ながら、さらにそれ以上の無理な削減が行われてゐるんじゃないか、従つて節約をしようにいたします前に、無理な圧縮に對する反動としての力も働いておりますので、節約が自主的に

で、直されるようにすることが国民の負担均衡を達するゆえんじやないか。どうも不均衡を放任してあるために、やはり偏在の是正ということを行いまして、これをとなえられましても事は国民の頭にびつたり来ないというのが、今の状態ではないかと思うのであります。さらにこの点につきまして別の場合にお尋ねをいたしたいと思ひます。

次にお尋ねいたしたいのは、入場税と固定資産税との偏在の是正が取上げられたのでありますが、この入場税も入るは固定資産税は、いずれも地方財

政と密接な関係を持つたものが少くなかつた。一例を申しますと、入場税にありましては、たとえば運動場、競技場等の問題で、当該自治団体が相当の経費を出してつくつておるものがある。また固定資産税におきましては長間の沿革をもちまして、工場誘致あるいはダムが建設されておる。それに伴ひまして今日、それ／＼長期にわたるところの、財源計画が立てられておつたわけでありまして、これが今回ある程度まで根柢をゆすぶられるということになつて来るのであります。反面におきましてその偏在是正のために効果は上げますが、逆に相当迷惑も生じておるものが少くない。従つて結論的に申し上げますと、すでにきまつております税源を軽しく動かすということ、特に地方から国税に移るというやうなことがありまして、その間の調整が非常に困難になつて来る。無理の生ずることが大いのであります。その無理とあるいは移管に伴う利益をてんびんにかけて見ますと、これがいづれかというにつぎましては、すこぶる問題があると思つては、この点につきまして、従来から密接な関係のありました地方自治団体に對して、迷惑のかからぬ方法をもう少し考へられる余地がないか。固定資産税におきましてはある程度まで考へられておるやうであります。入場税につきましてはその点きわめて配慮がされてない。隠れた犠牲としてこれが残されておるやうに思いますが、この点の所感を伺いたいと思ひます。

○農野政府委員 今お話になりました点は確かに一つの問題点でございます。ただ入場税をとりつばなしにして

おるということではございませんで、入場税を国税に移すかわり、反対にタバコ消費税を持つて来る。こういうふうな建前をとつたわけでございます。これ先ほど来大臣からいろいろお話がありましたやうに、やむを得ない措置としてこういうやり方をして参つておるわけでございます。

○床次委員 ただいま政府委員からお言葉がありました。入場税とタバコ消費税の振りかへになりまして、それによつてカバールされない損失を各地方団体は持つて来るというのを私は指摘したのであります。かかる損害は実は案外大きな数字になつておるのではないかと申すのであります。この点政府がどの程度まで考へておるだらうかという点について質問した次第であります。なおおそくなりましてから簡単に次の問題の一つを伺ひたいと思ひますが、地方財政の再建整備の問題であります。

すでに経済白書も出しておられまして地方の財政の困難なことは政府も重認識しておられると思ひますが、明年度の予算におきまして、再建整備に關しまして政府としては相當の努力を払ふことを期待しておつたところ、残念ながら予算においてこれが措置せられなかつたのであります。しかし再建整備に關しましては、政府から資金の供与という形におきましてその目的を達することができるとおつたと思ひます。今日政府資金をすでにほとんど財政投資によつて使ひ尽しておつて、地方団体に對して余地がないというお話でもありますが、しかし地方団体といへども他の産業と比べまして、重要性において決して劣るものではないと思ひます。現

在の資金計画をできるだけ按配いたしまして、この再建整備に對して必要な融資をすることが、何としても急務だと私は考へておるものであります。いわんや今後この政府資金の問題におきましては、国民の貯蓄増強運動その他によりまして、政府資金の充実をはかることは決して困難ではない。今日郵便貯金あるいは簡易保険等の最高限の引上げ等が、国会において論じられておりますが、かかる措置が講ぜられましてならば、簡易保険等においても政府資金の充実が期待できる。なお明年度におきましては、いわゆる緊縮財政ではあります。国民の貯蓄増強も大いにやらないければならぬのであります。この点に關しましては相當政府資金を充実することは可能である、しなればいけい。これが地方財政の再建整備の資金としてまわることは不可能でないと申すのであります。当院におきましては再建整備に關しましては、すでにしばしばその成案を得べく努力をしておられて、今日もなお懸案として残されておるのであります。この点に關して政府の御所見を伺ひたい。

○塚田國務大臣 再建整備に對する資金の需要につきましては、私も二三百億というのを絶えず頭に置きながら努力をいたしたのであります。一つは今御指摘のやうな／＼な資金總計画の上からの要請で、もう一つは今度相當大幅な税財政の改革をいたしましたので、今までの赤字と様相がかわつて出て来るであらうというところで、かわつて出て来る様相を見きわめた上で検討してもおそくないのではなからうかという点であります。今度はどう／＼できなかつたのであります。

しかし御指摘のやうに今年はい／＼な面でもう少し貯蓄を増強しなければならぬというところは、確かに私も同感であります。私が所管をしております郵政省の面におきまして、その線である／＼な施策を進めております。従つてその面でも資金需要に余裕が出て参りましたならば、その線に向つて努力をしたいと思つておるものであります。しかしこの点もおそらく御期待くださるほどのことは出来ないのである。実は今簡易保険の制限額を現在の八万円から十萬圓に上げるといふ政府案を出しておることによつて、どれくらい簡保の資金の増加が見込まれるかという、概算四十四、五億といふことによつてあります。さらにこれに二十萬圓まで引上げられてもどうかといふことであります。それから二十萬圓まで上げて六十億と考へられる二、三百億の金というところには、はるかにほど遠いといふことを考へまして、非常に頭を痛めておるわけでありまして、しかし考へ方としては、そういう資金が出て参りました際には、ぜひとも再建の面にも何かしかなを必ず振り向けたらうという考へ方でおります。

○中井委員長 今の床次委員からの御質問中、入場税の欠陥に對してタバコ消費税をもつてカバーする、それが足らぬのではないかという御質問がございましたが、その点についての御答弁を承りたい。

○鈴木(俊)政府委員 先ほどの床次委員の御質問の点は、確かに問題の点で

あると思ひます。入場税が市町村から府県に参り、今度はまた国に参るといふやうな場合に、入場税が自分の団体でとれるというところで施設を設けたやうな団体が確かにあつたわけでありまして、そういうやうな関係の補償は、端的にそれに見合うやうな補償といふことは困難でありますけれども、先ほど税務部長から申し上げましたやうなタバコ消費税の問題、あるいは最後の補償といふものは、結局一般財源による調整以外にないと思ひます。特にそのための穴埋めといふやうな方法は、遺憾ながら考えられないのであります。

○中井委員長 大分時間がたちまして、まことにお疲れのこととは存じますが、日本本委員会に付託されました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を日程に追加し、これを議題として、これよりその提案理由の説明だけを聴取いたしたと思ひますが、御異議ございませんか。

○中井委員長 それではさうに決定いたしました。よつて、本案について政府より提案理由の説明を述べられんことを望みます。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律
地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
地方交付税法

本則(第二条第一号及び第六号、第三条第三項、第六号、第十条第二項但書及び第十條第五項並びに第十七條を除く。)中「交付金」を「交付税」に、「普通交付金」を「普通交付税」に、「特別交付金」を「特別交付税」に改める。

第一条中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「資するため」に、地方団体に對し適當な財源を供与し、もつてその独立性を「資する」とともに、地方団体の独立性に改める。

第二条中第一号を次のように改める。

一 地方交付税 第六條の規定により算定した所得税、法人税及び酒税のそれぞれ一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、国が交付する税をいう。

第二条第六号中「普通交付金の總額を算定し、及び配分する」を「普通交付税を交付する」に改める。

第三条中第一項及び第二項を削り、第三項中「国の予算に計上された交付金の總額」を「地方交付税(以下「交付税」という。)の總額」に、「補てんすることができるよう、配分しなればならない」を「補てんすることを旨として交付しなければならぬ」に改め、同項を第一項とし、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

第五条第五項中「配分」を「交付」に改める。

第六条を次のように改める。

第六條 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の總額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十に相當する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において

交付すべきであつた額をこえて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

第六條の次に次の二條を加える。

(交付税の種類等)

第六條の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額は、前條第二項の額の百分の九十二に相當する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の總額は、前條第二項の額の百分の八に相當する額とする。

(特別交付税の額の変更等)

第六條の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額が第十條第二項本文の規定によつて各地方団体に對し算定した額の合算額と異なる場合において、当該合算額が普通交付税の總額に満たないときは、当該満たない額は、特別交付税の總額に加算するものとし、当該合算額が普通交付税の總額を

こえるときは、当該こえる額は、特別交付税の總額から減額するものとする。但し、当該減額すべき額は、交付税の總額の百分の二に相當する額をこえてはならないものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の總額が引き続き第十條第二項本文の規定によつて各地方団体に對し算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六條第一項に定める率の変更を行うものとする。

第七條第三号中「基準財政収入額及び必要とする交付金の總額」を「及び基準財政収入額」に改める。

第十條第二項但書を次のように改める。

但し、各地方団体に對し算定した財源不足額の合算額が普通交付税の總額をこえるため、当該こ

える額を特別交付税の總額から減額すべき場合において、その減額すべき額が交付税の總額の百分の二に相當する額をこえるときは、左の式により算定した額とする。

普通交付税の總額に特別交付税の總額を減した額を百分の九十四に相當する額が第二項但書に規定により算定した各地方団体に對し交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の總額の一部をもつて充てるものとする。

第十二條第一項の表を次のように改める。

交付税の總額の百分の九十四に相當する額が第二項但書に規定により算定した各地方団体に對し交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の總額の一部をもつて充てるものとする。

第十二條第一項の表を次のように改める。

交付税の總額の百分の九十四に相當する額が第二項但書に規定により算定した各地方団体に對し交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の總額の一部をもつて充てるものとする。

第十二條第一項の表を次のように改める。

交付税の總額の百分の九十四に相當する額が第二項但書に規定により算定した各地方団体に對し交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の總額の一部をもつて充てるものとする。

第十二條第一項の表を次のように改める。

交付税の總額の百分の九十四に相當する額が第二項但書に規定により算定した各地方団体に對し交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の總額の一部をもつて充てるものとする。

第十二條第一項の表を次のように改める。

交付税の總額の百分の九十四に相當する額が第二項但書に規定により算定した各地方団体に對し交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の總額の一部をもつて充てるものとする。

第十二條第一項の表を次のように改める。

交付税の總額の百分の九十四に相當する額が第二項但書に規定により算定した各地方団体に對し交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の總額の一部をもつて充てるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費 二 土木費	1 道路費	警察職員数	一人につき
	2 橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき
	3 河川費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき
	4 港湾費	河川の延長	一メートルにつき
	5 その他の土木費	港湾におけるけい、船岸の延長 港湾における防波堤の延長 人口	一メートルにつき 一人につき

三〇六、〇二〇〇円

八七二
一二二四八
一九七一
一、三〇〇〇
二、二五〇〇
一八三三

道府県		面積	一平方キロメートルにつき
三 教育費	児童数	一人につき	四六、六六一〇〇
1 小学校費	学級数	一学級につき	一、七二二〇〇
2 中学校費	学校数	一校につき	七七、四六八〇〇
	生徒数	一人につき	一六六、七〇〇〇〇
	学級数	一学級につき	二、三三八〇〇
3 高等学校費	学校数	一校につき	一〇四、二九七〇〇
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	一七八、一九〇〇〇
	人口	一人につき	九、五七二〇〇
四 厚生労働費	人口	一人につき	六二五五
1 社会福祉費	人口	一人につき	一六九八六
2 衛生費	人口	一人につき	一一七七五
3 労働費	工場事業場労働者数	一人につき	一〇六〇〇
	失業者数	一人につき	三、五九七〇〇
五 産業経済費	耕地の面積	一町歩につき	七八六〇〇
1 農業行政費	農業者(畜産業者を含む)の数	一人につき	一、一三四〇〇
2 林野行政費	民林野の面積	一町歩につき	六五四〇〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	六、六一二〇〇
4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	一、〇四八三三
六 戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき	三〇〇
七 その他の行政費	道府県税の税額	千円につき	六四〇〇
1 徴税費	人口	一人につき	一七八〇〇
2 その他の諸費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
八 災害復旧費	人口	一人につき	一六五九七
一 消防費	道路の面積	一平方メートルにつき	三七一
二 土木費			

市町村			
2	橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 六九六〇
3	港湾費	港湾におけるけい船岸の延長 港湾における防波堤の延長 都市計画区域における人口	一メートルにつき 一、三〇〇〇 一メートルにつき 二、二五〇〇 一人につき 一八一二
4	都市計画費	人口	一人につき 一〇〇〇
5	その他の土木費	面積	一平方キロメートルにつき 三一、四五二〇〇
三 教育費			
1	小学校費	児童数	一人につき 七二五〇〇
		学級数	一学級につき 二四、一八一〇〇
2	中学校費	学校数	一校につき 九八、一〇〇〇〇
		生徒数	一人につき 九六二〇〇
		学級数	一学級につき 三二、〇五五〇〇
		学校数	一校につき 一三七、七〇〇〇〇
		生徒数	一人につき 九、五七二〇〇
3	高等学校費	人口	一人につき 八三四三
4	その他の教育費	人口	一人につき 一三〇五四
四 厚生労働費			
1	社会福祉費	人口	一人につき 一一二六二
2	衛生費	人口	一人につき 三、七四四〇〇
3	労働費	失業者数	一人につき 一三五一七
5	産業経済費	人口	一人につき 七〇〇
六	戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき 九五〇〇
七	その他の行政費	市町村税の税額	千円につき 一四二二
1	徴税費	本籍人口	一人につき 五九七一
2	戸籍住民登録費	世帯数	一世帯につき 四、〇二六
3	その他の諸費	人口	一人につき 九五
八	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき 九五

第十二条第二項を次のように改める。
前項の測定単位の数値は、左の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基いて、総理府令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 警察職員数	警察法(昭和二十九年法律第 号)第五十六条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	人
二 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
三 道路の面積	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二十八条に規定する道路台帳(以下「道路台帳」という)に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの面積	平方メートル
四 橋りょうの面積	道路台帳に記載されている橋りょうで当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの面積	平方メートル
五 河川の延長	河川法(明治二十九年法律第七十一号)第十四条に規定する河川台帳に記載されている河川で当該地方団体がその経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	メートル
六 港湾におけるけい船岸の延長	最近の港湾に係る統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条に規定する指定統計調査(以下単に「指定統計調査」といい、この指定統計調査を以下「港湾調査」という)の結果による当該地方団体が経費を負担する港湾におけるけい船岸の延長	メートル
七 港湾における防波堤の延長	最近の港湾調査の結果による当該地方団体が経費を負担する港湾における防波堤の延長	メートル
八 都市計画区域における人口	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定による都市計画区域に係るもの	人
九 面積	建設省地理調査所において公表した最近の当該地方団体の面積	平方キロメートル
十 小学校の児童数	道府県にあつては最近の学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という)の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	人
十一 小学校の学級	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学級数	級
十二 小学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学級数	級
十三 中学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校に在学する学齢生徒の数	人
十四 中学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学級数	級
十五 中学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学校数	校
十六 高等学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校(定時制の課程の市町村立の高等学校を含む)に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在学する生徒の数	人

- 十七 工場事業場労働者数
- 十八 失業者数
- 十九 耕地の面積
- 二十 農業者（畜産業者を含む。）の数
- 二十一 民有林野の面積
- 二十二 水産業者数
- 二十三 商工業の従業者数
- 二十四 戦争に因る被災地の面積
- 二十五 税額
- 二十六 本籍人口
- 二十七 世帯数
- 二十八 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

最近の事業所に係る指定統計調査（以下「事業所統計調査」という。）の結果による当該道府県に所在する事業所の従業者数
労働大臣が調査した最近の当該道府県又は当該市町村の区域内に住所を有する失業者の数
最近の農業に係る指定統計調査（以下「世界農業センサス」という。）の結果による当該道府県の耕地の面積
最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の農業者（畜産業者を含む。）の数
農林大臣が調査した最近の当該道府県の民有林野の面積
最近の漁業に係る指定統計調査の結果による当該道府県の水産業者数
最近の事業所統計調査の結果による当該道府県の商工業の従業者数
当該地方団体の面積のうち特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）の規定に基く特別都市計画事業を施行する区域の面積
当該年度における当該地方団体の基準財政収入額
当該市町村の戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第七条の規定による戸籍簿に記載された者の数
官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の世帯数
国庫負担金を受けて施行した災害復旧事業費に充てるために借入れた地方債の当該年度における元利償還金

人	町歩	人	町歩	人	坪	円	人	世帯	円
---	----	---	----	---	---	---	---	----	---

第十三条第一項中「この法律で定める方法により、」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「この法律で定める方法により」を「第四項に定める方法により」に改め、同項を同条第三項と、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の測定単位の数値の補正は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当りの費用の割合を基礎として総理府令で定める率を乗じて行うものとする。

第十三条に次の五項を加える。

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種別ごとに、且つ、測定単位ごとにそれぞれ左の各号に定める方法を基礎として、総理府令で定めるところによつて

算定した率とする。但し、前項第一号から第四号までの補正の二以上をあわせて行う場合においては、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定め）の率を用いて算定した率を含む）を連乗して得た率によるものとする。

一 前項第一号の補正は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて増減又は通増するものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、超過累進又は超過累進の方法によつて総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して

算定する。

二 前項第二号の補正は、当該行政に要する経費の額が人口密度、自動車一台当りの道路の延長、工場事業場一所当りの工場事業場労働者数及び納税義務者又は特別徴収義務者一人当りの税額その他これらに類するもの（以下本号において「人口密度等」という。）の増減に応じて増減又は通増するものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、超過累進又は超過累進の方法によつて、総理府令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正は、当該行政に要する経費の測定単位当りの額が寒冷又は積雪の度合によつて割高となるものについて行うものとし、当該補正に係る係

政に要する経費の測定単位当りの額が市町村の態容に応じて割高となり又は割安となるものについて行うものとし、当該補正に係る係数は、その割高となり又は割安となる行政の質の差又は行政機能等の差の事由ごとに市町村の種別に応じ、その割高となり又は割安となる度合を基礎として総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正は、当該行政に要する経費の測定単位当りの額が寒冷又は積雪の度合によつて割高となるものについて行うものとし、当該補正に係る係

数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差の事由ごとに、地域の区分に応じてそれぞれその割高となる度合を基礎として総理府令で定める率を当該地域における測定単位の数値に乘じて得た数値を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

5 前項第三号の場合にあつては、同号の市町村は、総理府令で定めるところによつて人口、経済構造、宅地平均価格指数その他行政の質の差を表現する指標ごとに算定した点数の合計点数に基き、一種地から十種地までに区分し、又はその有する行政機能等の差によ

つて区分するものとする。

6 第四項第四号の場合にあつては、同号の地域は、総理府令で定めるところによつて、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。

7 人口が急増した地方団体及び組合（地方自治法（昭和二十二年法

律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合又は同法同条第三項の役場事務組合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総理府令で前六項の規定の特例を設けることができる。

8 前七項に定めるものの外、補正

係数の算定方法につき必要な事項は、総理府令で定める。第十四条第一項を次のように改める。

基礎財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額及び当該道府県の入場譲与税の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準

税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額とする。

第十四条第二項中「但し」の下に「個人に於ける道府県民税の所得割については、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし」を加え、「百分の十八」を「百分の十三」に改め、

同条に次の一項を加える。

3 第一項の基準財政収入額は、左の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる税目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総理府令で定める方法により、算定するものとする。

地方自治
体の種類

税

目

基 準 税 額 の 算 定 の 基 礎

一 道府県民税

1 均等割

2 所得割

3 法人税割

二 事業税

1 個人の行う事業に対する事業税

2 法人の行う事業に対する事業税

三 不動産取得税

個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものに係るものにあつては納税義務者数

当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額

二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人（以下「道府県分割法人」という。）に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、その他の法人に係るものにあつては、当該道府県の区域内における前年度分の法人税額から道府県分割法人に係る法人税額を控除した額

(1) 地方税法第七十七条第四項の第一種事業に対するもの

最近の事業所統計調査の結果による第一種事業に相当する事業に係る個人業主の数並びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた第一種事業に相当する事業に係る個人業主の数及び所得額

(2) 地方税法第七十七条第五項の第二種事業に対するもの

第二種事業に相当する事業に係る前年度分の所得税の課税の基礎となつた個人業主の教及び所得額

(3) 地方税法第七十七条第六項の第三種事業に対するもの

第三種事業に相当する事業に係る前年度分の所得税の課税の基礎となつた個人業主の数及び所得額

道府県分割法人に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る事業税の課税標準、その他の法人に係るものにあつては、当該道府県の区域内における前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額から道府県分割法人に係る所得額を控除した額

四 道府県たばこ消費税 五 遊興飲食税 六 自動車税 七 鉱区税 八 狩猟者税 九 固定資産税 十 入場譲与税	当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売上額 個人に係るものにあつては、飲食店、旅館及び貸席の別にそれぞれ前年度分の所得税の課税の基礎となつた当該事業に係る所得額、法人に係るものにあつては、飲食店については前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額、旅館及び貸席については最近の事業所統計調査の結果によるそれぞれの事業のうち法人に係るものの従業者数 当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の種類別の台数 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿に登録されている鉱区的面積（河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長） 前年度中において狩猟法（大正七年法律第三十二号）の規定によつて当該道府県知事が狩猟免許状を下付した者の数 当該道府県の区域内における地方税法第三百四十九条の三に規定する大規模の償却資産で同法第七百四十条の規定により当該道府県が固定資産税を課することができるものに係る当該年度の価額の合計額から同法第三百四十九条の三の規定により市町村が課することができる固定資産税の課税標準額を控除した額 官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による当該道府県の人口
一 市町村民税 1 均等割 2 所得割 3 法人税割 二 固定資産税 1 土地 2 家屋 3 償却資産	個人に係るものにあつては人口、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものに係るものにあつては納税義務者数 当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人（以下「市町村分割法人」という。）に係るものにあつては当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、その他法人に係るものにあつては当該市町村の区域内における前年度の法人税額から市町村分割法人に係る法人税額を控除した額 (1) 宅地、田、畑、山林、原野及び塩田に係るもの 当該市町村における土地の種類ごとの一坪当りの平均価格及びその地積 (2) その他の土地 土地台帳法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）による改正前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の規定による土地台帳に登録されていた当該市町村における土地の種類ごとの賃貸価格 当該市町村における家屋の一坪当りの平均価格及び床面積 (1) 地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決し、決定した価格を配分するもの 当該配分額

- 三 自転車荷車税
- 四 市町村たばこ消費税
- 五 電気ガス税
- 六 鉱産税
- 七 木材引取税
- 八 入湯税

(2) 船舶（地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するものを除く。）

当該市町村の区域内に定けい、港を有する船舶の、とん数

(3) その他の償却資産

最近の事業所統計調査の結果による従業者数

当該市町村の区域内に定置所を有する自転車及び荷車の種類別の台数

当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額

前年度中において納入され、又は納付された電気ガス税額

最近の鉱物に係る指定統計調査の結果による鉱物ごとの生産量及び山元価格

樹種別の木材の生産石数及び価格

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で鉱泉浴場を持つもの又は鉱泉浴場を利用するものの客室の畳数

第十七条の見出し中「市町村交付金」を「市町村交付税」に改め、同条第一項中「交付金」を「交付税」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

4 昭和二十九年年度に限り、新法第十二条第一項の表道府県の項中「一 警察費 警察職員数 一人につき 三〇六、〇二〇、〇〇〇」とあるのは「一 警察費 警察職員数 一人につき 二二

四、〇五〇、〇〇〇」と、同表市町村の項中「一 消防費 人口 一人につき 一六五、九七」とあるのは「一 警察費 警察職員数 一人につき 三〇六、〇二〇、〇〇〇」とあるのは「一 警察費 警察職員数 一人につき 二二

ものとする。

5 昭和二十九年年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中「3 法人税割

「3 法人税割 二以上の道府県において事業所又は事業所を有する法人（以下「道府県分割法人」という。）に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、

「3 償却資産 (1) 地方税法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの」とあるのは「3 償却資産 (1) 地方税法第三百八十九条又は第三百九十一条の規定により自治庁長

み替えるものとする。

6 昭和二十九年年度に限り、新法第十六条第二項の表中「前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額」とあるのは「昭和二十八年年度の当該地方団体に対する地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額」と、「前年度の交付税の総額」とあるのは「昭和二十八年度の地方財政平衡交付金の総額」と読み替へるものとする。

7 新法第十九条の規定は、昭和二十八年年度分以前の地方財政平衡交付金についても、適用があるものとする。この場合においては、同

条第一項中「普通交付税の額を通知」とあるのは「普通交付金の額を通知」と、「普通交付税の額の算定の基礎」とあるのは「普通交付金の額の算定の基礎」と、同条第二項中「普通交付税の算定」と

あるのは「普通交付金の算定」と、「交付を受けた普通交付税」とあるのは「交付を受けた普通交付金」と、「交付を受けるべきであつた普通交付税」とあるのは「交付を受けるべきであつた普通交付金」と同条第三項中「交付税の算定」とあるのは「交付金の算定」と、「交付税の交付」とあるのは「交付金の交付」と読み替へるものとする。

8 昭和二十九年度に限り、奄美群島に係る地方交付税法の適用については、政令で特例を設けることができる。

9 自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号から第二十四

号まで中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第十二条第二号中「地方財政平
衡交付金」を「地方交付税」に改
め、同条第三号中「地方財政平衡

交付金」を「地方交付税」に、「分」を「交付」に改め、同条第四号中「地方財政平衡交付金」を「地

方交付税」に改め、同条第九号を「地方財政平衡交付金法」を「地方税法（昭和二十五年法律第百十一号）に改め、「地方財政法の下に（昭和二十三年法律第百号）」を加える。

第十七条第一号及び第二号は「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「配分」を「交付」と改め、同条第三号及び第四号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第十九条第一項中「毎年度」を「毎年度」に改める。

正する。

第一条第一項第五号中「地方政平衡交付金」を「地方交付税に改める。

第三百四十九条の三第二項「地方財政平衡交付金」を「地方付税」に、「地方財政平衡交付

法」を「地方交付税法」に改め、同条第三項及び第四項中「地方政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

11 公共土木施設災害復旧事業費
庫負担法（昭和二十六年法律第

十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条及び第三十五条中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

災害救助法（昭和二十二年法律

第三十六条中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

た、地方財政平衡交付金法の一部
を改定する法律案につきまして、その
理由及び内容の概略を御説明申
します。

付金制度は、昭和二十五年、いかにシヤウブ勧告に基づく地方税財政制
 単の一環として創設せられたもの
 りまして、爾来その機能を通じ、

行財政の計画的な運営の保障に果
 来た役割は、まことに大なるもの
 のではありませんが、いまだ制度

に争いが絶えず、とかく政治的な
を求めがちであつたこと、地方財

政運営の結末を、すべて地方財政

衡交付金の交付に求める風潮を醸成し、結局において、地方財政平衡交付

金本邦の理念とは違に、とかく地方財政の自主自律性をそこない、安定性を減じ、地方団体をして中央依存の風潮を招きだすものであることは認めざるを得ない。

このことは、もとより地方自治本来の姿ではなく、すみやかに島王すべきものであります。

ものでもあり、またその原因も各般の分野にわたつてゐるではあります。が、このような風潮を招来した原因の第一として、理想はともあれ、現行地方財政平衡交付金制度の中にも、欠陥が存在していることを肯定せざるを得ない。

このような観点から、政府は、さきになされた地方制度調査会及び税制調査会の答申の趣旨を尊重しつつ、現行地方財政平衡交付金制度に検討を加へた結果、地方財政平衡交付金を改めて

地方交付税とし、その総額を国税である所得税法人税及び酒税の一定割合として、その地方独立財源である性格を明らかにし、地方財政の自律性を高め、安定性を確保する一方、その交付の基準は現行地方財政平衡交付金制度

のそれによることとし、地方税収入と相まつて、地方団体がひとしくその行うべき行政を遂行することができるよう必要な財源を補填することを目的とする。

とし、その交付基準の設定を通じ、地方行政の計画的な運営を保障することとし、本法草案を提案して各位の御審

議を煩わすこととしたのであります。換言すれば、地方交付税制度は、基本的には現行地方財政平衡交付金制度と同じく、地方自治体に対しその必要

な財源を保障することを目的とする。

のではありませんが、地方財政平衡交付金とは異なり、その保障の仕方は、単

年度ことではなく長期的であり、旧
地方配付税と同じく地方団体の独立財
源とす方ことによつて、地方財政平衡

交付金制度に比し、より一層地方財政の自律性及び安定性を高めようとするものであり、いわば、地方財政の現況

にほかならないのであります。次に、本法案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方交番税の性格とその機能に関するものであります。地方交付税は、所得税、法人税及び酒税の一定割合の額で、地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう国が交付する税であります。

次に、地方交付税は、その交付の基
法に規定する地方交付税法第1条第1項第1号の「地方公共団体の財政を健全にするため」とあるが、この趣意から見て、地方公共団体の財政を健全にするためには、地方公共団体の収入と支出との差額を補填し、地方公共団体の財政を健全にする必要がある。従って、地方交付税は、地方公共団体の収入と支出との差額を補填し、地方公共団体の財政を健全にするためのものである。

準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することを目的とし、財政需要額が財政収入額を越える地方団体に對し、その超過額を補填することを

方交付税は、地方団体がひとしくその
行い事務を遂行することができるよう

に国が交付するものであり旧地方交付金及び地方財政平衡交付金と同じく地方団体の調整財源であります。換言すれば、地方交付税はいわば地方団体の固有財源でありますが、その交付基礎

の設定を通じ、地方団体が、ひとしく

その行ふべき事務を合理的かつ妥当な水準において遂行することができると、地方団体に對し、地方税収入とあわせ必要な一般財源を保障すること、を本来の基本理念とし、地方団体間の財源調整を行う機能を持つものであります。

第二は、地方交付税の総額に関するものであります。その一は、毎年度分として交付すべき交付税の総額であります。地方交付税は所得税、法人税及び酒税の二〇％であります。毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、予算技術上、所得税、法人税及び酒税の収入見込額の二十％に、当該年度以前の年度において収入見込額によりすでに交付した額と決算額との過不足分を加減した額といたしたのであります。その二は、交付税の種類であります。交付税の種類は、地方財政平衡交付金における同様、普通交付税と特別交付税との二種類であります。交付税の総額が一応自動的に定つて参りますために、その額は従来と異なり、交付税の総額の百分の九十二を普通交付税と、百分の八を特別交付税とすることとしたのであります。その三は、普通交付税の総額と各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を越える額の合算額との調整であります。普通交付税の総額は、一応法律上、自動的に定まるのであります。その総額は、交付の性格上、本来各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を越える額を補填することを究極の目標といたしております結果、各地方団体に於いて現実に算定した基準財政需要額

が基準財政収入額を越える額の合算額が、引続き普通交付税の総額と著しく乖離することとなつた場合に於いては、あるいは地方行政制度等、制度の改正を行い、あるいはまた交付税の所得税、法人税及び酒税に対する割合を変更することによつて調整をいたすこととしたのであります。ただこの差額が計算上の誤差とも考えられるようなわずかなものである場合においては、地方財政自体において処置することとし、交付税の総額が基準財政需要額が基準財政収入額を超過する額の合算額を超過する場合は、その超過額は特別交付税に繰入れて配分し、不足する場合は交付税総額の二％の額までは特別交付税を減ずることによつて処置し、さらにそれを超過する額については、現行地方財政平衡交付金法の場合と同様、基準財政需要額を調整することによつて処置することとしたのであります。なお財源不足額の合算額を越えて、地方交付税を交付いたしました場合には、地方団体自体において財政調整の措置をとることを建前とし、別途御審議を願います。地方財政法の一部改正法案において所要の改正を準備いたしております。

第三は、交付税の交付方法に関するものであります。交付税の交付方法は、交付税本来の性格上原則として、現行地方財政平衡交付金の交付方法によるものとしたのであります。先般行われました給与改訂の平年度化等、諸状況の変化にかんがみ、若干の変更を加えることといたしました。その一は、給与改訂の平年度化等に伴い、単位費用に所要の改訂を加えたこととなります。その二は、測定単位の数値、

補正係数及び基準財政収入額の算定方法を法定いたしましたこととあります。地方財政平衡交付金の場合と同様、地方交付税の算定にあたりましては、極力恣意の介入を排撃すべきことは言うまでもありません。この意味において、測定単位の数値、補正係数等の算定方法を法定いたしました。その算定方法を明確にいたしましたのであります。

以上が本法律案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決ならんことを希望するものであります。

○中井委員長　なおこの機会にちよつと申し上げておきますが、警察法に関する公述人の選定は、明日せねばならぬことになつております。それについて、どうぞ各派におかれましては、それそれ候補者をお持ち寄りを願いたいと存じます。

午後六時十三分散会

昭和二十九年三月十六日印刷

昭和二十九年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局